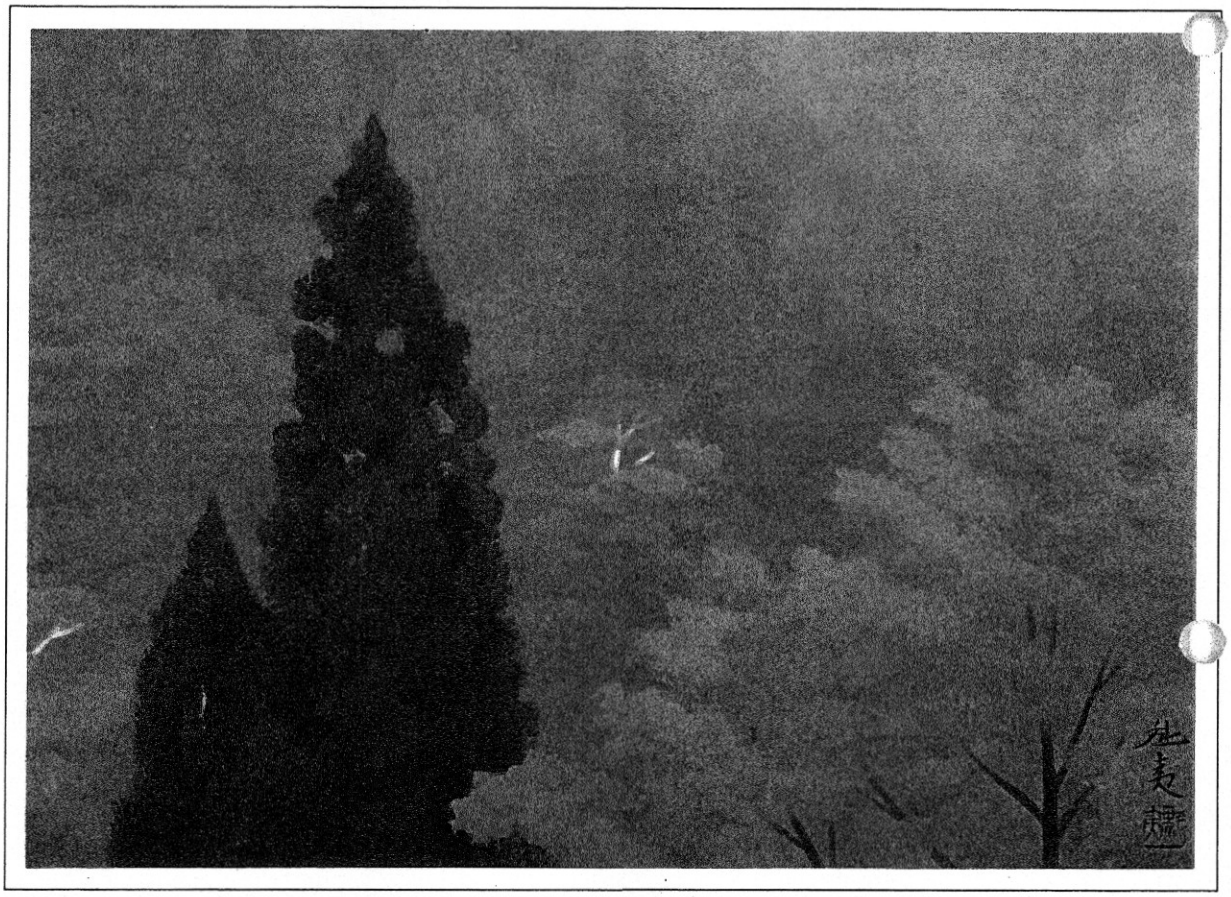
ISSN 0911-6060

国民と森林

1995年特別号
第　52　号



国民森林会議



『林業白書』を読む

大内力

去る四月末に発表された九四年度の『林業白書』は、冒頭に「森林文化の新たな展開を目指して」という章を置き、第一部「林業の動向」のほとんど三分の一を費して「森林文化」を論じるという、やや異例の体裁をとっている。「森林文化」という概念はいろいろな内容をもっているが、『白書』は、森林のもっているさまざまの機能なり役割なりに着目しつつ、そういう貴重な価値をもつ森林を「保全しながら有効に利用していく知恵やその結晶としての技術、制度及びこれらを基礎とした生活様式の総体を『森林文化』と呼ぶ」という定義を与えている。

ここでこういう「森林文化」の定義の是非について議論するつもりはない。注目すべきことは、これまで森林について、ともすれば木材の供給という産業的・経済的機能のみを一面的に重視してきた林野庁が、自然的・社会的な環境の保全といった森林のもつ「文化的」価値に目を向け、その重要性を強調するという姿勢を強めつつあることが示されている点である。

それはけっして目新しい問題ではない。一部の識者がずっと前から強調してきたことだし、国民森林会議も創立以来一〇余年間、その重要性をくり返し指摘してきている。その点からいえば遅きに失したという批判は免れえないが、正しいことを主張するとに遅いも早いもない。林野庁が姿勢を正したことに対しては、われわれもこれを評価し、大いに拍手を送りたい。

しかし、続く第二章以下の日本の森林を巡るさまざまの情況の分析及びそれに対する林野庁を含む政府の対応についての報告の部分を読むと、今や「森林文化」の展開どころの話ではなく、国有林・民有林を問わず森林の荒廃がますます深まっており、山村と林業の全面的崩壊の危機が一層切実になっていること、そしてそれに対する政府の対応は誠に貧弱であるのみか的確性を欠いており、危機の進行をくい止るどころかむしろ促進しているとしか思えないという感を深くせざるをえない。『白書』は「森林文化」の展開のためには「国民の多方面にわたる『参加』が不可欠である」ことを強調しているし、それがこの『白書』の訴えたい要点になっているようだが、そもそも政府自身の姿勢が、このように腰が定まらず、熱意を欠いているのでは、国民も意気があがらないし、何にどう「参加」すればいいのか、とまどわざるをえないであろう。

この点は、第三章の「国有林野事業の役割と経営改善」というところにもっともはっきりと現われている。そこで、以下国有林問題に絞ってその点を考えてみることにしよう。

まず「森林文化」という観点からいえば、国有林がきわめて重要な意義をもっていることはあらためていうまでもないほど明らかなことである。国有林はただ日本の森林の三割を占めているだけではなく、がいしていえば脊梁山脈を中心として奥山に分厚く分布している。日本の自然的環境の維持、たとえば水源の保全、土砂崩壊の防止、動植物の種の保存、森林景観の改善等々の点では、国有林は民有林よりはるかに重要な役割を負っている。国有林の半ば以上が、保安林になっていると

いうことはその一つの現われである。また、多くの山村では国有林が大きな比重をもっているから、山村の無人化＝崩壊をくいとめ、「森林文化」の展開とまでいわないにしてもせめて維持していくためには、国有林がきちんと経営され、地元社会の維持・発展のために十分な機能を果たすことが不可欠であることも自明である。

ところが、今日では国有林も民有林と同様に、あるいは見方によってはそれ以上に荒廃を深めており、しかも危機的様相を急速に拡大していることは、多少とも日本の森林の実情を知っているものにとってはむしろ常識である。一時大規模におこなわれ、世論の非難を浴びた大面積皆伐といった乱暴なやり方はさすがにみられなくなった。しかし、奥山の樅（もみ）林などの乱伐はいまだにあとを絶たないし、何よりも問題なのは天然更新などという美名のもとに事実上施業が放棄され、植林がなおざりにされていることである。また、多くの作業が民間に委託するという方針のもとに森林組合などにおしつけられているが、肝心の森林組合が今や従業者の減少と高齢化とによって活動力を失なっていることに対しては、何の有効な対策もおこなわれていないので、それは事実上国有林の施業放棄を惹き起こしている。のみならず、国有林もリゾート開発などに協力すると称して、林地そのものがゴルフ場、スキー場、リゾートマンションなどのために切り売りされ、貴重な森林がむざむざと破壊されるという事例も多発している――等々を数えあげれば、国有林が「森林文化」の喪失を大々的に促進していることはすぐ判ることである。

では、国有林もまたこのように荒廃を深めているのはなぜであろうか。もちろんそこには、民有林と共通の原因もある。日本経済の開放体制を推進するという基本方針の一環として、木材についても無限定に輸入を自由化し、しかも大部分の林産物についてはほとんど無関税になるまで関税を引き下げてきたこと、それに円高の急激な進行が加わって外材の輸入が急拡大し、その圧力によって国内の木材価格水準が『白書』の計算でも六〇年代に比して実質七〇％の水準までおし下げられ、他方における労賃・資材価格などの上昇との見合いでは、林業経営がまったく採算がとれなくなったことがそれである。民有林の大部分が施業放棄に近い状態に陥った原因の大半は、こういう林業の非採算性の拡大に由来するものといっていいが、国有林もその点では同様に採算を取りがたくなり、赤字を拡大する結果を招いたとみていいであろう。

ついでにふれておけば、今度の『白書』も、この無限定の開放促進政策に対して何の反省も示していない。のみならず、今度のガット・ウルグァイ・ラウンドの妥結＝WTOの成立の結果として、林産物についての最後の関税措置までが撤去されることになったことについても、それを当然のこととして受け入れている。

しかし、国有林の場合にはその荒廃をもたらす固有の原因がある。いうまでもなく国有林野事業特別会計の事実上の破産がそれである。『白書』が掲げている九三年度の財務状況の数字をみても、特別会計の本来の収入は、自己収入（木材などの販売収入のほか土地などの財産処分の収入も含む）二、二四四億円、それに国有林の公益的機能に見合うものとしての一般会計からの繰入五一一億円、計二、七五五億円である。それに対して総支出は五、九二七億円と計算されているから、これだけで国有林野会計が破産状態にあることはだれがみても明らかである。こういう状態はこの年だけの例外ではなく慢性的に続いているのだが、そもそも収入の二倍以上の支出を続けるなどという事業が成り立つはずはない。民間の事業だったら、遠の昔に破産・消滅しているであろう。

しかも、これだけの支出が本当に国有林をよくし、国民のために役立つようにするための経費として使われているというのならばまだしも救いようがある。しかし、実は実質的な事業支出はそのうち三、三七八億円、五七％にすぎず、他は過去の債務の元利支払の経費なのである。それは二、五四九億円に上り、上記の自己収入を三〇五億円も上まわっている。要するに国有林は過去の借金の元利支払のために森林を伐り、財産を売り払っているだけで、それさえ十分には出来ないで更に巨

額の赤字を出しているのである。その赤字は、また新たな借入金で埋められており、この年だけで新規借入金は三、五〇八億円にのぼり、累積債務額はついに三兆円になんなんとするに至っているのである。

こんなべらぼうとしかいいようのない経理をやっていたのでは、国有林が森林を健全に維持し、公益的機能を十分に発揮し、「森林文化」の展開に力をはたすことなど全然不可能であることは自明である。まともにものを考えるならば、国有林はまず旧債の三兆円を切り離し、国の一般的債務＝公債として一緒に処理する方法を考える、また、本来利益をあげるべきではなく公共財の供給として国が費用を負担するのが当然である事業については、一般会計からの繰入れで賄う体制を確立する。そして経済事業の部分についてのみ、赤字を出さないような経営方式を確立するといった対策が用意されなければならないということになるのは当然である。

しかし、『白書』はそういう前向きの建設的なことは何もいわない。ただ従来と同じように、「自主的改善努力を尽くしつつ所用の財政措置を講じ、国有林経営の健全性を確立することが緊要である」と他人ごとのようにいっているにとどまる。そんなことは林野庁が過去二〇年、くり返してきた台詞である。それにもかかわらず、国有林会計はますます赤字を拡大し累積債務を急膨脹させ、そして国有林は荒廃を深めてきた。一体そのことを林野庁はどう考えているのだろうか。

要するにこの『白書』は、前半の問題提起の斬新さに比して、後半は余りにも通り一遍で空々しい。しかし、そこに今の政府の森林政策の実態が露呈されているのであろう。

目　次

No.52　1995年特別号

■巻頭インタビュー
『林業白書』を読む　大内　力
■公開講座　山村問題研究会の記録
森林の流域管理システム　今井英策 …… 3
■「平成六年度林業の動向に関する年次報告」（案）のポイント …… 7
■熱帯林に暮らす人々　V　増田美砂 …… 10
孤島に唸るチェーンソー
■「リゾート」の過去、現在、未来
山縣光晶 …… 14
■投稿　津本正昭 …… 17
町議選の連呼を耳にしつつ
■林業白書を読んで　小林金三 …… 18
■国民森林会議第13回総会の報告 …… 21
会員の意見交換
1995年度新役員
国民森林会議年間活動予定
■切り抜き森林・林政ジャーナル …… 25
■会員紹介 …… 28
■会の動き …… 32
■編集後記 …… 32

表紙の言葉

霧の山峡　東山魁夷
（制作1967年、31.0cm×44.0cm）

朝霧が流れる。
林の奥の夢幻の空間へと、
微妙な諧調を見せて消えてゆく樹々。
メランコリックな旋律が
静かに奏でられる中に、
爽やかに浮かび上る若葉の緑。

目次題字　隅谷三喜男

公開講座

山村問題研究会の記録

森林の流域管理システム

林野庁計画課
今井英策

林野庁としては、日本の森林・林業の今後は流域管理システムで対応していく方針を打ち出している。その考え方や、それを実現するための森林法の改正（平成三年）、それ以降の施策等についての説明をしたい。

一、流域管理システムとは

森林の諸機能が発揮される場である流域を基本単位として、森林整備水準の向上、木材の生産から加工流通に至る川上から川下までの一体的連携による国産材産地の形式という目標に向けて民有林・国有林を通じて、森林・林業・林産業関係者の総意の下に、林業の活性化を図ろうとするものである。

二、提案とその背景

平成二年一二月の林政審議会の答申「今後の林政の展開方向と国有林野事業の経営改善」の中で提案された。

そこでは「わが国林政の基本課題」として

①緑と水の源泉である多様な森林の整備

②国産材時代を実現するための林業生産・加工・流通における条件整備

の二点が位置付けられ、これらを達成するための手法として流域管理システムの推進・確立が提案された。

その背景としては次のような森林・林業の厳しい状況の認識がある。

①森林資源の成熟化…主に戦後の造林地を中心に一、〇〇〇万ヘクタールの人工造林地が出来上がってきている。蓄積量では約三一億立方メートルで、三〇年前に比べ一・七倍の増加である。この八割はまだ保育が必要だが、資源としての完成が近い。また、スギに関してはすでに二割が伐期に達しているので、有効活用が急がれる。

②外材による国産材の制圧体制…平成四年の木材自給率は二五%だったが、平成五年には二三・六%にまで低下している。六年にはさらに低下して二三%となる見通しである。

林野庁の昭和六二年時点での見通しによれば、平成六年には四、〇〇〇～四、三〇〇万立方メートルの国産材生産が見込まれ、自給率は四〇～四三%となっていた。総使用量は一億～一億一、〇〇〇万立方メートルとされていて現状通りであるが、外材のシェアに関しては予想外の事態だ。

③山村の過疎化と林業従業者の減少・高齢化……林業従業者は昭和三五年には四四万人だったが、平成二年には一一万人に減少。五〇歳以

上の林業従業者の占める割合は昭和三五年の二四%から、平成二年には六八%まで上昇。

④林業の採算制の悪化、生産活動の停滞…スギの造林投資利回りは昭和四〇年には六・三%だったのが、平成四年では〇・九%に落ち込んでいる。素材生産量も激減している。昭和三九年は林業基準法が制定され、木材の自由化がほぼ完了した年だが、当時は五、〇〇〇万立方メートルを越える国産材が出ていた。しかし、平成四年には二、七〇〇万立方メートルに落ち込んでいる。

林家の収入も、一〇〇～五〇〇ヘクタールの森林所有者の収入は全産業の勤労者平均収入に比べ、昭和四七年には二・四倍あった。が、平成四年には〇・七五倍となり、「大山持ち」といえども経済的にはかなり苦しいという実態が浮かんでくる。

⑤森林の公益的機能に対する国民の期待の多様化、高度化…各種のアンケート等からも、木材生産に期待するよりは、公益的機能を森林に対して求める人が増えている傾向にある。

三、森林法の改正

林政審の答申を受け、平成三年に森林法の改正を行った。流域管理の視点からの改正事項は次の通りである。

(1) 森林計画制度の改訂

中でも、国有林の地域別の森林計画を法定化したことが大きい（第七条の二）。

以前は、国有林の地域別の森林計画は内部規程である「国有林野経営規程」の中での「地域事業計画」として位置付けられていた。国有林では全国を八〇区域に分け、営林局長が地域施業計画を策定していた。一方民有林では「地域森林計画」に基づいて二〇五の森林計画区が都道府県知事により定められていた。しかし、これらは計画事項も同一ではなく、民国の調整もされていなかった。

これを改正し、森林計画区を同一の計画区とし、流域という観点から一五八の計画区を定めた。計画事項や樹立時期も民有林・国有林の連携のため同一にするよう調整している。なお、森林計画区を二五五から一五八に訂正したのは法律事項ではなく、省の告示である。

また、森林法の内容面では機械化、施業の共同化等の森林施業の合理化に関する事項を追加した（第五条第二項）。この項目は、全国森林計画や市町村森林整備計画の中にも含まれている。

更に、森林施業の合理化に関する事項の内容には、流域林業活性化協議会の協議内容を反映させて盛り込むように定められている。同協議会の協議自体は地域森林計画に即して行うようにとされているが、その協議結果については次回の地域森林計画を樹立または変更する際に十分反映させる、ということだ。

(2) 森林整備協定の締結の促進

上下流の協力による森林整備を促進することが狙い。下流域の水を利用する地方公共団体が上流の森林整備に協力するという制度を法定事項にまで引き上げた（第一〇条の一三～一四）。

実はこれは、昭和五九年の第四期保安林整備計画に際して盛り込もうとして果たせなかった項目であり、平成三年にようやく実現に至った。

この制度により、協定を締結した例は一件だけある。長野県の根羽村と愛知県の安城市とが、明治用水を介して成立した。

(3) 特定森林施業計画制度の創設

多様な森林整備を進めるための手法として、保安林ほどではなくても公益機能が高いと考えられる普通林に対して、長伐期や複層林施業を積極的に推進する区域を都道府県知事が指定し、森林所有者の協力を得て施業計画を策定してもらう、という制度（第五条第二項、第一八条の二～三）。

現在都道府県知事による指定区域は約三七万ヘクタールあり、そのうちに森林所有者により長伐期や複層林の施業計画が樹立されている面積は約五、七〇〇ヘクタールにのぼる。

(4) 施業実施協定制度の創設

民有林の所有形態は小規模零細であるため、実際に森林施業を行う際にも箇所が分散していて機械化ができず、伐採の単位も非常に小さい。それを克服するための協業化を推進する目的で森林施業の規模拡大を盛り込んだ（第一〇条の一一～一五）。

現在までの集計では一〇都道府県が欠落しているが、協定の成立件数は三六五件、対象区域は八、五〇〇ヘクタールだ。最終的には一万ヘクタール程度になろう。

四、流域管理システム確立の考え方

(1) 多様な森林整備の推進

林政の基本課題の一つとの考えから、三に述べたような森林法の改正を行っている。

(2) 国産材時代実現のための条件整備

①林業生産段階における低コスト化

民有林の一伐採箇所当たりの素材生産量は、一〇〇立方メートル以下が五七%を占めている。前述の施業実施協定制度等もあるが、各区域においては市町村職員や森林組合担当者の森林所有者に対する働きかけが必要。それにより伐採ロットを拡大することができれば、高性能林業機械の導入が可能になり、高生産性、低コスト化が図られよう。

担い手の育成・確保についても、林業事業体の育成とあわせて林業従事者の確保も必要。

高性能林業機械を導入するに当たっては、当然林道や作業道が整備されていることが前提になっている。森林内の道路密度（県道、市町村道を含む）は現在はヘクタール当たり一二メートルであるが、これを二〇～三〇メートルに引き上げる必要がある。

②加工・流通段階における低コスト化

製材工場の規模を拡大することにより、低コスト化を追求する。調査によれば、労働生産性と設備投資の関連で算出すると、年間の原木消費量が一万立方メートルと三万立方メートルの時に製材コストが最も低くなる。

静岡にある国産材専門工場の例だが、年間二万六、〇〇〇～三、〇〇〇立方メートルの原木を消費し、その製材コストは立方メートル当たり六、四〇〇円であげている（平成三年）。スギの一般材と対抗している外材は米ツガだが、これをアメリカ西海岸で現地挽きをした場合の製材コストは立方メートル当たり七、三〇〇円である。従って製材コストの面からは、規模の拡大や無人化を図ることで外材に対抗できると言える。

実際に平成四年度以降、年間原木消費量が三万立方メートル以上の製材工場が全国で一二設置された。これからは補助事業ではなく、全て民間の製材業者が単独で設置したものである。

また、流通の簡素化という面では、特に製材品の流通過程が非常に複雑であり、改善を図っていかねばならない。

五、流域管理システム推進・確立のための施策

(1) 流域林業活性化推進事業（平成三年度～）

流域としての合意形成を図ることを目的に林野庁が経費の二分の一を補助して、ソフト面の事業を展開している。

各流域に流域管理システムの推進母体としての「流域林業活性化センター」を設置する。「センター」は建物という意味ではなく、森林組合や市町村または県の出先機関等の中に置き、そこで事務を執り行う。構成員は林業関係者。

当初は全国一五八の流域に五年間で設置する計画だったが、すでに五年度末で一〇六流域に設置されており、六年度中にはほぼ全流域で設置が完了する見込みである。

センターは流域林業活性化協議会を開催し、その協議内容の報告を受ける。協議会は流域関係者の総意による合意形成を図る場であるから、センターの林業関係者の他、営林署職員、建築関係者、民有林労働者も構成員となる。流域によっては農協や生協、消費者連盟なども参加している。

協議会では、今後の林業の展開方向を定める「流域林業活性化基本方針」を策定する。具体的な活動計画としては、森林・林業に関する全ての事項を掲げている。しかし、平成五年度末時点での一〇六流域の基本方針の中で、重点的に取り組まれているのは「国産材の安定供給」が最も多い。

この基本方針に基づいて森林所有者や森林組合、林業関係事業体、市町村、都道府県が、達成に向けて各種の事業を展開していく。

(2) 流域林業活性化指針の策定（平成五年度）

各流域で活性化基本方針を策定するに際しての参考指針として、全国森林組合連合会で作成した。指針では流域を四つのタイプに分け、今後必要な話合いや活動を提示している。

(3) 流域林業活性化普及推進事業（平成六年度～）

各流域での取り組みに参考となる事例を広く紹介すべく、情報の収集・提供を行っている。また、全国を四つのブロックに区分し、現地で実際に取り組んでいる人を対象に現地検討会を開催し、今後の方向や地域での課題等を話し合

う場としている。

(4) 林業担い手確保総合対策事業（平成五年度～）

「流域林業サービスセンター」を設置し、事業量、労働力に関する情報の収集・提供、高性能林業機械の共同利用やレンタルなどの事業を行う。平成五年に一二流域に設置され、六年度は一四流域で設置の予定。

(5) 先導的流域の指定（平成五年度～）

流域林業活性化に熱心な流域を選定して「先導的流域」として指定し、補助事業の優先採択や進度率のアップ等を行う。

平成五年度に一三流域を指定したが、そのほとんどが国産材の生産体制の整備を目指している。

六年度には九流域を指定しているが、静岡の天竜では市民参加型の多様な森林整備に取り組んでいるし、長野の木曽谷では民国一体となって天然ヒノキに替わる人工林ヒノキの産地化を推進するとしている。また、愛媛の中予山岳では平成七年九月に第三セクターの林業会社「やまなみ」を設立することが決定している。同社では高性能機械等を装備し、従業員一九〇人で森林整備、素材生産から製材まで行うとしている。当面は三万立方メートル程度の製材工場を設けるが、将来的には一〇万立方メートル程度にまで拡大する計画。

以上のように先導的流域は日本の代表的流域でもあるが、流域内の話合いに基づいて新しい動きが出てきていることは確かだ。

六、今後の展開（平成七年度～）

六年度末までにほぼ全ての流域に活性化センター等が設置されたということをもって、推進体制は整備されたと言える。七年度からは実行段階に移るとの考えから、現在流域林業総合推進対策の事業費を要求しているところだ。

同事業の体系は次の通り

①活性化実施計画の策定…流域ごとの具体的な数値目標（生産量、生産性等）を設定し、その達成に必要な事業の年次計画を定める。

活性化センターや協議会の構成員は利害や立場を異にする立場の者どうしであるため、将来の方向についての合意形成が難しく、ほとんどの流域が活性化基本方針の中に具体的な計画を盛り込めずにいる。実施計画の策定はこのような実態への対策であり、平成七年度から三年間で全流域に設定していく。

②流域林業中核事業体育成強化事業

担い手育成の観点から、新三セクターの設立等を図るもの。都道府県が実施主体として募集や設立までの経費負担等を行う。平成七年度から五年間で全国五〇地区で実施する計画。

③流域総合間伐対策

現在もなお緊急に間伐を要する森林が一〇〇万ヘクタールあるという状況を踏まえ、流域という観点から取り組むもの。間伐材の有効利用や新たな需要拡大まで必要との考えから、杭などを作る簡易な加工施設の建設等も含まれる。五〇地区を、今後の五年間で実施する考えだ。

④流域林業推進モデル事業

モデル流域を設定し、そこに造林、林道、林構事業を集中投資し、国産材時代を担う理想型とする。一流域当たり五年間で七〇億円程度の事業費を投入、年間に五流域ずつモデル流域を仕上げていきたいと考えている。

≪質疑・討論≫

◇建築仕様書によると、国産材使用率が高いのは持ち家である。建築の地方市場に的を絞って国産材の需要拡大を図るべきであり、そのためには国が流域ごとの住宅計画を立てる必要がある。

今井　実際には消費者ではなく大工・工務店が材を選んでいるのだから、大工・工務店をどう巻き込んでいくか、という点も重要な側面と言えよう。

秋田の雄物川流域では年間三、〇〇〇戸の住宅が建てられ、国産材の使用率八〇%が維持されている。これは流域として大手住宅メーカーではなく、地場の大工・工務店に材を流す方針をとっているためだ。

◇特定森林施業計画の施業要件の指定は。

今井　都道府県知事がエリアの指定をする特定施業森林に関する複層林の施業、あくまでも趣旨に賛同した所有者が同計画を樹立して実行するという性格のものである。

以　上

「平成六年度林業の動向に関する年次報告」（案）のポイント

平成七年四月
林野庁

Ⅰ　森林文化の新たな展開を目指して

一、森林文化

○　人間は、古来、様々な形で森林や木材とかかわりながら生活を形成

○　この結果、森林が、生活や産業を営む上でなくてはならない資源であるとの意識が育まれ、森林を保全しながら様々な効用を最大限に発揮させ、永く恩恵を受けようとする知恵が発生

　このような、森林を保全しながらこれを有効に利用していくための知恵やその結晶としての技術、制度及びこれらを基礎とした生活様式を端的に森林文化と呼ぶ

○　森林文化は、人間の森林との「共生」関係、森林の「循環」作用の認識を基礎に形成

○　林業、木材産業が森林文化を担ってきた第一義的な主体、山村はその発生、再生産の場

二、日本人と森林、木材とのかかわり

○　森林に恵まれた国土条件の下で、古くから、日常生活、住居や建築物、農業等の産業活動、信仰や芸術等の精神活動といった様々な面で森林、木材と深く関係

○　しかしながら、歴史的には、宮殿、寺院等の大規模な木造建築物の資材、製塩やたたら製鉄用の燃料としての過度の伐採等により局所的、地域的に森林が荒廃する状況も

○　このような中で、森林の恩恵を持続的に享受しようとする知恵が成立

○　近年、緑との触れ合いを積極的に求める動きや森林に対する関心の高まりがみられ、森林や緑に受け身で接触する段階から、国民の関心の持ち方は、能動的な形に変化

三、近代以降の森林文化の展開

○　森林の減少や荒廃による弊害を克服し、森林の様々な効用を最大限に発揮させるため、森林から持続的に収穫を得る技術や制度の確立、森林を保全するための保安林制度や保護林制度の創設、荒廃した森林を復旧するための治山事業の実施、木材の有効利用等の形で、古くから育んできた森林文化を近代以降も時代に即して展開

(1)　「収穫の保続」と森林造成

①　「収穫の保続」を目指した「施業案（せぎょうあん）」（今日の森林計画に相当）の作成

○　明治27年、ドイツの近代的考え方の影響を受け、国有林において作成

②　森林施業技術の展開

○　利用目的に応じた木材を最大かつ持続的に生産する技術、荒廃した森林を短期間で確実に回復する技術としての人工林施業の意義を明確化

○　多様な森林の整備に資する新たな複層林施業、育成天然林施業の推進

(2)　保安林制度と保護林制度

①　保安林制度の創設

○　江戸時代からの森林保全の取組が基礎となり、明治30年森林法において創設

　国土保全等の森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるための制度

②　保護林制度の創設

○　国立公園法（昭和6年）等に先駆けて、

大正4年、国有林において創設

(3) 安全で快適な国民生活の基礎となる森林の回復

① 近代技術による森林の回復と水源林の造成

○ 明治時代初期、土木技術先進国オランダから技術者を招き、治山工事を実行

国土の保全等を目的として、森林を回復させる取組

○ この時期、日本人の先覚者である金原明善(きんぱらめいぜん)は、天竜川流域の水源林を造成

また、東京都では、多摩川上流地域に森林を取得し、水道水源林を整備（明治36年）

② 治山事業の計画的実施

○ 明治44年からの「第一期森林治水事業」が、総合的、計画的な治山事業の始まり

③ 豊かな海を創造するための森林造成

○ 襟裳岬では、治山事業による森林の回復で漁獲量が増大

各地で同様の取組（宮城県唐桑町「かきの森を慕う会」、函館営林支局「サケの上る森林づくり」事業等）

(4) 豊かな国民生活の形成に寄与する木材の有効利用

○ 木材を有効に利用する技術の開発、普及（大断面集成材による大型木造建築物等）

○ 橋梁、ベンチ等の屋外施設に再び木材を利用する動きや木製舗装資材等の新用途も

四、森林文化を担う林業、木材産業、山村の現状

○ 森林文化を担い、森林の整備、管理を行ってきた林業や林業とともに発展してきた木材産業は、困難な状況に直面し、森林文化の発展と発信の場である山村の活力も低下

○ 森林文化の展開を通じ確保されてきた森林の恩恵や効用を享受し続けることが困難に

五、森林文化の新たな展開を目指して

(1) 森林文化の新たな展開の必要性

○ 以下のような国民の要請の多様化に応じて、森林文化の新たな展開を図る必要

（空間的） 次第に広域化し、都市における水の確保のための森林の必要性等全国的規模にまで拡大、さらに、酸性雨被害の顕在化にみられるように地球的規模にまで拡大

（質的） 林産物供給等の経済的効用から水資源のかん養等の公共的側面、レクリエーション、教育、スポーツの場の提供等の心身の健康面にまで広がり、かつ、深化

○ 平成6年、春先からの少雨により、中部以西を中心に厳しい渇水が発生

○ 森林は、膨大な保水能力をもち、渇水や洪水の緩和、水質の浄化に有効な緑のダム（給水制限が実施されなかった神奈川県では、県や横浜市が水源林を積極的に造成）

○ 森林の保全と持続可能な経営の確立が重要な課題となっている今日、森林文化の有効性を再認識し、世界に発信することが我が国の責務（地球環境問題の解決にも期待）

(2) 森林文化の新たな展開の方向

○ 森林文化の新たな展開のためには、その担い手である林業、木材産業、山村の活性化が不可欠

しかしながら、これらの環境は厳しく、関係者の努力だけでは活性化は困難

○ 一方、森林づくりや緑の輪に「参加」しようとする国民が増大

○ 今後、国民の「参加」の輪を更に広げるとともに、多様な形での国民全体の支援を強化していくことが重要

○ 二一世紀に向け、我が国の森林・林業、木材産業が、真に豊かな国民生活の形成と人類の繁栄に資するものとなるためには、森林文化に内在する「共生」や「循環」に新たな角度から光を当て、幅広く関係者の「参加」を得ながら、時代の要請に応じ、森林文化の新たな展開を図り、同時にそれを世界に向けて発信していくことが重要

○ このようなたゆまない努力が、我が国及び世界の森林の保全と持続可能な経営の確立、地球環境とも共存し得る新たな経済社会システムの形成にも寄与

Ⅱ 森林・林業と山村

(1) 森林の流域管理システムの確立へ向けて、流域林業活性化センターが全国一五八のほぼ全流域で設置される等推進体制を整備、先導的流域として二二流域が選定

今後は、実行段階に向け、積極的な対応を

推進

(2) 国土と森林を守り支えていくためには、関係機関が連携した総合的な対策を実施し、活力ある美しい山村づくりを推進するとともに、都市と山村の交流を推進することが重要

(3) 阪神・淡路大震災により甚大な被害を被った被災地に対し、崩壊地等の応急措置、復旧用資材の供給体制の整備等を実施

Ⅲ 国有林野事業の役割と経営改善

(1) 我が国森林・林業の中核的存在として重要な役割を果たしていくことが期待

(2) 財務状況は依然として厳しい状況

(3) 「国有林野事業の改善に関する計画」に基づき経営改善を推進［三八営林署の統合・改組等］

(4) 農協との連携により、肝機能の回復に効果のあるメグスリノキの成分を抽出した健康飲料の商品化に取り組んでいる新たな事例も

Ⅳ 木材需要と木材産業

(1) 平成五年の用材の需要量：一億八二七万㎥（対前年〇・二%減少）、自給率：二三・六%

(2) 木材産地国の産地価格の上昇や円高を背景に輸入相手国が多角化、製品輸入が増加［平成五年の製品輸入量（丸太換算）：五四九五万㎥（輸入製品比率七〇%）］

(3) 平成六年の丸太価格は、年初から軟化傾向で推移

スギ中丸太四%低下、合単板用ラワン丸太一八%低下、ワラン合板一二%低下

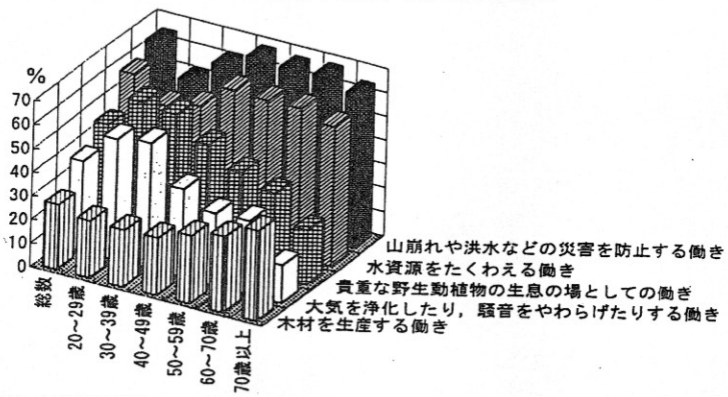
Ⅴ 世界と森林資源と我が国の国障森林・林業協力

(1) 世界の森林資源のうち、特に減少問題等を抱える熱帯林に対して、世界的な関心の高まり［熱帯林の面積は、年平均で一五・四百万ha減少］

(2) 世界の森林の保全と持続可能な経営は、今後ますます重要［熱帯林以外の森林の持続可能な経営の基準・指標づくりの取組が活発化］

(3) 持続可能な森林経営の達成を支援するため、国際森林・林業協力を積極的に展開

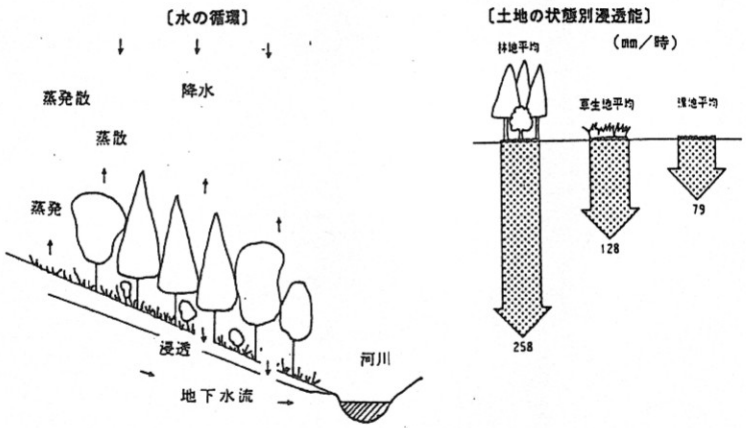
森林に対する国民の期待



資料：総理府「森林とみどりに関する世論調査」（平成５年）

注：11の選択肢のうち複数回答（３つまで）により選択された項目で５位までのものを計上した

森林における水の循環と浸透能



資料：森林総合研究所資料

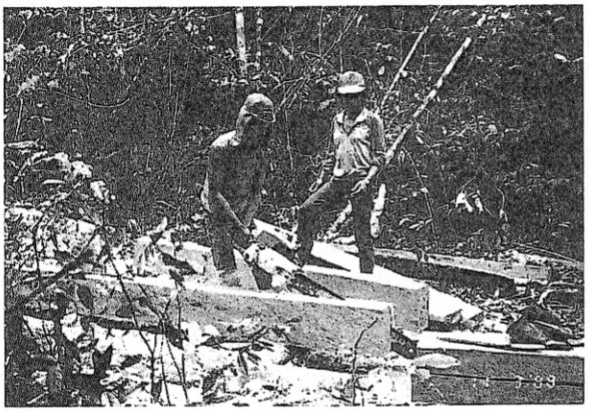
注：浸透能とは，土壌中に水をしみ込ませる能力のことである。

熱帯林に暮らす人々 ―伝統と開発の間で―（V）

孤島に唸るチェーンソー

増田美砂

前回まで、世界三大熱帯雨林帯のひとつ、東南アジア島嶼部の森林に暮らす人々を、沿岸から順にマングローヴ林、湿地林と紹介してきた。南洋の島というと、白砂の浜辺に青い海、風にそよくヤシの木といったイメージで捉えられがちであるが、それは珊瑚礁の上になり立つ景観である。かのバリ島の海岸も多くは溶岩起源の黒い砂浜で、リゾート開発の際には他地域からわざわざ運んだ白砂を敷いているという。



森の中でチェーンソーを用いて製材をする人々

ボルネオやスマトラの沿岸部は広大な湿地林に覆われ、堆積した植物遺体は厚い泥炭層を形成し、海と接する部分をマングローヴ林が縁取っている。空から眺めると、河口付近の茶色に混濁した海に、泥炭湿地を流れる川が黒い水を流し込んでいる様がよくわかる。船縁からは醤油のようにみえるその川の水をコップに汲み上げると、まるでウーロン茶である。いや植物起源という点ではまさにお茶と同じ、毎日飲むと健康にいいと、湿地帯に暮らす人々は屈託がないが、森林を開墾しての生活は生やさしいものではない。それでも開発の波とともに様々な人がこれらの地域に入り込み、一財産築いたものも身上はたいたものも、引き潮とともに去ってゆく。

生態系と調和した人々の暮らしを求め、次はこの世のパラダイスであるかのように描かれてきた珊瑚礁の島を訪れてみよう。

ヤムデナは、オーストラリアとニューギニア島をつなぐ大陸棚が、西方でバンダ海に落ち込む縁にある平らな島である。付近の小さな島々と合わせてタニンバール諸島と呼ばれ、行政区分上はインドネシアのマルク州南端に位置している。陸地は常緑季節林に覆われ、州都のアンボンから乗った双発プロペラ機から目を凝らしたところでは、開墾されているのは沿岸部のみ。内陸の森林はほとんど手つかずで、島を蛇行して流れる河川沿いにも人気はない。

集落は海岸沿いに連なっており、相互に領域を接している。その境界線は内陸方向だけではなく、沖に向かって珊瑚礁の上を延び、エメラルド色の水面が終わったあたりから先が、人々の言う自由な海である。後者は青い水の意味のアイール・ビル、浅瀬の方はメティと呼ばれている。沖合に浮かぶ無人島でも同じように、周囲のメティの上まで特定の共同体の支配が及んでいる。

住民は半農半漁で生計を立てている。海にも厳しい境界があるのは、何よりも重要な現金収

入源であるナマコやボタン細工用の巻貝が採れるからである、地場需要しかない魚の市場規模は限られているが、貝殻に干ナマコ、フカヒレやテングサといった乾物は、港の華僑系商人を経てインドネシアの大都市へ、さらに世界へと流通していく。ここでは海に潜るのはもっぱら男である。木を削ってガラスをはめた手製のゴーグルをつけて素潜りし、ナマコや貝を採る。

集落を抜けると海岸に沿ってココヤシ園が広がり、浜辺でコプラが天日干しされる。それを過ぎるとすぐ焼畑となり、陸稲やトウモロコシにヤムイモ、タロイモ、緑豆などが栽培される。何しろ珊瑚礁起源の平坦な島だから、開墾は容易であるし、エロージョンも少ないとみえ、荒蕪地は見当たらない。陸稲畑は水田と見まごうほどである。舟で海に出たときの糧食には、前回登場したサゴヤシのレンペンが用いられる。

集落のあちこちでは、年輩の女性が日曜の教会や祭りでまとう布の機織りに精を出している。ただ残念なことにワタを栽培して糸を紡ぎ、草木で染める習慣はすでに途絶え、今では港の商人から色鮮やかな綿や合繊の糸を買い入れている。素朴で深い味わいのある伝統的な布は、アンティークでしかお目にかかれない。もっとも、決して安価なものではない糸を大量に購入できるのは、それだけ住民の購買力が高まったことを示しているとみた方がよいだろう。

背後の森からは、キバタンやインコが生け捕りにされ、ペットとして州都のアンボンに空輸される。キバタンは群をなして畑のトウモロコシやコメを狙うから、売り物になってくれて助かる人々は言い、捕獲シーズンになるとこぞって森に入る。森には野豚に野生の水牛もいて、稲刈りが終わると収穫祭の生け贄用に総出で猟を行う。

実は私のヤムデナ島訪問には、州中部に顕著な慣習法圏が、南はどの辺りまで広がっているのかを確認するというほか、特にこれといった理由はなかった。ただ帰国の日程は迫っているし、南方に島は多々あるしという中で、適当に選んだのがヤムデナ島であった。

一九八八年当時の私の関心は、非木材林産物を通してみた伝統的な資源管理システムにあり、調査期間の大半を過ごしたマルク州中部のセラム島は格好のフィールドであった。ところが小さな滑走路に港、郡役場のあるサウムラキでは、ヤムデナ島の林産物といえるのはインコと木材ぐらいだという。このようにまだふんだんに森林の残っているところだと、自給用の木材が慣習法をたぐる手がかりになるとは思えない。仕方がない、鶴見良行氏の著書で一躍知られるようになったナマコにでも当たってみようと思いかけた矢先、伐採コンセッションもないのに、産出された材は船で遠くジャワ島まで運ばれると聞きつけた。そこで早速、だれが伐採を行っているのかを探しに森に入ることにした。

島で陸路が通じているのは港とその周辺の集落だけ。おんぼろバスを終点で降りた後は、海が交通手段となる。遠くへ行くには船外発動機付きのボートをチャーターしなければならないが、いくつかの集落を動くだけなら、メティづたいに棹をさしながら小舟で移動するに限る。

目的の集落に着くと、今度は内陸に向かって小径をたどる。焼畑も終わり、辺りの森が深くなったところでロンタルヤシの葉で葺いた小屋が現れる。伐採に従事する人々が寝泊まりするところである。現場はもうすぐとみえ、チェーンソーの唸りが高く低く聞こえている。

森の中にポツンと開けた空間には4〜5人の男がいて、ちょうど伐倒したインドシタンの大木を玉切りしているところであった。休憩に入るのを待って手土産の菓子箱を差し出し、ぽつぽつと聞き取りを始めたところによると、ことの発端には一人の日本人が関係していたことがわかった。

そのワタナベ氏は輸出用木材伐採を行うべく、一九八〇年代の初めにタニンバール諸島を訪れた。しかし、マルク州南部一帯はひとからげに自然保護区域に指定されていたため、手続きの段階で試みは失敗に終わり、サウムラキの倉庫にはチェーンソーだけが残された。それを活用すべく持ち主の華僑商人は販路をジャワ島に開拓し、それまでコプラや海産物を運んでいた持ち船に、山元で挽いたインドシタンや鉄木の板を積み込んだ。

港町にはカラフルに塗られた木造の商店が軒を連ねている。もともと地場需要として、桟橋には鉄木が使われ、住宅用の軟材も手挽きで細々と生産されていた。しかし、初めて見るチェー

ンソーの威力に加え、これまで島では特に用途のなかったインドシタンが実は高級家具材で、ジャワでは高値がついたことも相まって、何年か経つと島にはチェーンソーが行き渡り、伐採ブームが広がったのである。

当初はシッパー自らが、労働力のみ付近の集落から調達して伐採・加工を山元で行い、製材品を人力や川沿いではボートで海岸まで搬出し、そこから船で集荷していたのだが、そこで問題となったのがワタナベ氏も失敗した伐採許可と住民の主張する土地占有権である。島はすでに共同体間に分割済みで、結局元締めの商人は、製材ロイヤルティを営林署に納め、住民に対しては、当該現場を支配する首長に立米当たりのコミッションを支払うことで折り合いをつけた。

そのうちに住民の間でも自らチェーンソーを購入し、機械もちで雇われるもの、あるいはシッパーの下請けとなって労働者を組織するものと多種多様な形態をとりはじめ、それまでの海産物とインコにコプラといった住民の現金収入源に、さらに木材が加わることになったのであった。

今や熱帯林の伐採イコール環境破壊の図式で捉えられるご時世となってしまったが、もともと森林は地域の人々に多様な産物をもたらし、木材とて例外ではなかった。少々の択伐や採集が行われても、広域に地表がむきだしになるような事態に立ち至らない限り、豊かな降雨に日射という森林の生育に最適な湿潤熱帯の条件のもとでは、生態系は十分に回復できたのである。森林だけではなく、珊瑚礁のメティを併せもつヤムデナ島は、パラダイスは過言にしても、自然と人の共生のひとつのパターンを示していたといえよう。

もっともこの牧歌的関係に忍び寄る影はすでにあった。それは人口増加である。

バンダ海に面する西岸は波が荒いため、島の人口分布は大陸棚のある東側に偏っている。そこで過去に行われていたであろう共同体間の抗争は、今も残るさまざまな協定に垣間見ることができる。その結果領域が明瞭に定められ、排外性と同時に共同体の内部規制が発達した。その規制は交易品となる資源をめぐって顕著に発達し、先に述べたように海産物に対してはそれぞれの漁場が定められ、外部の参入を阻むとともに、資源の保続に向けて禁漁期間が設けられた。この対象となるのはナマコや貝、テングサといった換金性のある産物に限られ、人々が日常に食する魚介類はその限りではない。禁漁期間は西風、すなわち波の荒い雨季を通じて設けられ、東風とともに乾季が訪れると数ヵ月の間解禁される。

海の規制に対し、陸の規制は比較的緩やかである。沿岸部から焼畑を行う辺りまでの境界線は明確だが、奥地になるとその限りではない。帰属する領域内でなければ農耕を行うことはできないが、毎年マンファルルックとよばれる長が焼畑の新規開墾地を選ぶものの、そこから外れても差し支えないとされる。森にある樹木で特定の支配が及ぶのは、果実の仁に油脂をたっぷり含み、食用になるカナリウムぐらいである。インコは害鳥のせいか、換金性が高いにもかかわらず資源保続に向けた規制がみられない。さらに奥地では自由に狩猟が行われていた。

陸の産物の中で生産規制がかけられるのはココヤシだけで、ヤシ園は家族や個人の占有物であるにもかかわらず、年に二、三回、マンファルルックの命で採集が止められ、その後一ヵ月ほど解禁される。それは結局のところ、海に焼畑にと労働力を振り分ければ、その程度の期間しかココナツの収穫やコプラの加工に費やすことはできないということであり、集落で足並み揃えての作業を行おうということなのだろう。海づたいに集荷する仲買人にとっても、一定量がまとまってくれる方が扱いやすいにちがいない。

さて、こうした規制にもかかわらず、人々はみな、近頃ナマコや貝が減ってきたと言う。地理的隔離のおかげで移住による島の人口増加は微々たるものにすぎないが、今世紀初めから布教を始めたミッションが学校や診療所を整備し、既存の集落は分裂して新たな集落を生み出してきた。早朝、トイレ・スポットを決めあぐねて浜づたいに歩いていると、じきに隣の集落に入ってしまったほど海岸線は立て込んでおり、フロンティアはもはや内陸しか残されていない。漁場も前浜のメティから離れた小島に移ったものの、それとて育成漁業にでも転じない限り、いつまで続くかわからないのである。

こうして閉塞状況に向かいつつある中で、これまで手つかずだった内陸の森林が新たな産物を生み出したのである。その契機となったのが、事業に失敗したワタナベ氏には気の毒なことであったが、一人の日本人であり、後を引き継いで市場を開拓したのが華僑系の商人たちであった。

一昨年のある日、日本インドネシアNGOネットワークの発行するニューズレターを何気なく手にとった私は、「ヤムデナ島―木材伐採のために沈みゆく島」という見出しを見て衝撃を受けた。急いで浦野真理子氏によるその記事を読むと、保護林に指定されていたにもかかわらず、九一年にインドネシア政府は有力伐採企業グループのひとつにヤムデナ島のコンセッションを与えてしまい、九二年からは伐採が開始したという。

流通は華僑系商人に牛耳られ、住民の間でも分配が必ずしも平等になされていないとはいうものの、ともかく島の人々の手で木材伐採が始まり、ミッションによる小さな製材工場もできたというのに、そうした地域の動きをコンセッションは、呆気なく封じ込めてしまったのである。

インドネシアにおける森林伐採は一九七〇年代に本格化したが、単なる天然資源輸出国にとどまらず、八〇年代以降の外資および丸太輸出規制が功を奏して国内には木材加工産業が興り、一大製品輸出国へと成長した。しかし同時に資源の枯渇も進行し、各地に林立した合板工場は、原生林を求めてとうとう南の果ての島にまで触手を伸ばしたのであった。それにしても私が当時、島に一応はあったささやかな営林署を訪れたときに応対した職員は、この地域では生態系の調査研究の方が優先されており、営林署の業務も開発ではなく保全にあると明言していたのに、わずか数年でこうまで状況が変わるとは。

日々大量に木材を消費している私たちが、他国の森林のありように口を挟むのはある面では筋違いにはちがいない。また、日本ではつい最近まで、何の疑義もなく人工林率が地域林業の先進性を表わす重要な指標として用いられていた。今でも、一方では山村に人が住まなくなり、人手が入らないために森林が荒廃しているという論議がなされ、同時に他方では、熱帯林の伐採や早生樹種の造林はけしからんという。

この両者の矛盾は、視点を住民に据えると一見解消されるかにみえる。すなわち前者では、森林荒廃としてうったえるところに問題のすり替えがみられるものの、たしかに木材産業の振興とその前提となる人工林化は、若い人々を山村に引き留めておくためには必要なことであろう。また、後者では開発の進行の中で地域住民は疎外される傾向にあり、開発自体よりも、そのあり方が地域社会に様々な負の影響を与えてきている。

しかし、森林の側からみると、人手が入らないことによって一時的に荒廃するのは若い人工林に限ってのことである。私たちに美しい景観を与えてくれるのは、よく手入れのなされた人工林だけではない。人手の入っていない森林もまた、単に自然美を私たちに示してくれると同時に、内部には多様で豊かな生命系を包摂しており、それは日本であろうが熱帯であろうが変わりはないはずである。

話をヤムデナ島に戻すと、いくつかの問題点がみえてくる。ひとつは、インドネシアでは林業法規上、森林は適切にゾーニングされ、生産林においては択伐天然更新が行われることとなっている。ところが折角よくできた制度が適用の段階でどうとでも改変され、しかもそれは現場にいない限り見えてこない。こうした改変は為政者と大資本の間にのみ適用され、それが住民の側に立ってなされることはまずありえない。百歩譲って開発そのものはやむを得ないとして、はたして島の人々のどれほどが雇用機会を獲得し、十分な収入を保証されたのであろう。お決まりのいくばくかの補償金は、だれの懐に入ったのか。島のインコにとっても、罠のトウモロコシにおびき寄せられていた方が、重機ですみかの森を荒らされるよりはましであったにちがいない。

最近の熱帯林をめぐる動きのひとつに、ラベリングがあげられる。すなわち、持続的開発により産出された材であるか否かを、何らかのかたちで示そうというものであるが、いったいそのお墨付きはだれが与えるというのだろう。現場で実際に何が行われているか、海の向こうの消費者には知りようがないのである。

「リゾート」の過去、現在、未来

山縣光晶

一、「リゾート」の定義

リゾートという言葉は、一八世紀位までのヨーロッパにおいては「しばしばある場所に滞在する」ことを意味していたが、その後保養や休暇でしばしば訪れる海浜などの場所自体を指す名詞となった。アメリカでは、今世紀になってから大衆的な娯楽、レクリエーションの場という意味で使われるようになった。つまりリゾートとは、①繰り返し訪れる保養性、②長期滞在性、③余暇活動の多様性という三要素を持った場として定義されるだろう。

日本ではリゾート以外にもレジャー、レクリエーション、観光など様々な言葉が曖昧なままに使われているが、リゾートとは見方を変えればレジャーや余暇活動の一形態といえよう。リゾート法（総合保養地域整備法）ではレクリエーションやスポーツをリゾートの一形態として位置付けており、レクリエーションを狭義に解釈している。しかし私はリゾートは広義のレクリエーションの一形態と考えている。

二、「レクリエーション」や「リゾート」の歴史

「レクリエーション」は、言葉としては一三世紀頃に「食事を共にしながら身体を回復する」という意味で使われたのが最初のようだ。ドイツ語でこれに当たるのは「エアフォールンク」で、「自分を取り戻していく」意味を持つ。

一八世紀半ばになると、自然と一体化した前近代的な生活形態は産業革命により大きく変化する。生産と家政、就業の場と居住の場が分離し、女性や子供は生きるための労働から切り離されることになった。

このようにして市民社会が出現してくる中、ヨーロッパでは一八世紀末に「大修学旅行時代」が到来し、また、一九世紀前半にはイギリスに有名なブライトンなどのリゾート地が成立するようになる。しかし、これはまだ一定の所得と余暇を持った富裕層に限られていた。

一九世紀末に開催されたパリ万博はレクリエーションの大衆化の現れとされているが、二〇世紀に入ると富の平準化が進み、大衆化社会が成立、「レクリエーション」は「有用な遊び」という意味合いを持ち始める。ドイツでワンダーホーゲルやユースホステル運動が始まったのもこの頃である。

第二次大戦後、一般勤労者が所得と余暇を拡大していくに従い、本格的なリゾート、レクリエーションが普偏化していった。

このように見てくると、「レクリエーション」や「リゾート」とは極めて近代的な言葉だと言えよう。つまり所得や余暇という物的な条件によって遂行されるものではなく、主体と客体の分離、自然との一体感。喪失という日常的な分裂を契機とした自己回復への欲求ととらえることができる。

三、日本での「レクリエーション」形成

江戸時代は、幕府による移動の自由の制限の例外として湯治や神社仏閣を対象にした物見遊山があった。

明治四年に国内旅行が自由化され、海水浴場やスケート場が開かれ、雲仙、草津といった保養地が整備され始めた。しかし、当時の利用者は文人や特定の階層の人々に限られていたよう

だ。

大正時代になると動物園や遊園地が造られ、余暇時間が遊びに使われるようになった。

用語としての「レクリエーション」は、戦後GHQが「職場レクリエーション」として社会教育の中に取り込んだのが、日本で使われた最初である。このため日本では、最初は労働力再生産論的な視点からレクリエーションが推進されることになった。

昭和三〇年代には登山ブームが起き、スキーが大衆化されるなどレクリエーションの広義の概念が大衆化されていった。更に、四〇年代前後の東京オリンピックや大阪万博というエポックを機に観光が本格化した。

一方、レクリエーションの意義も高度成長期を境に人間性回復という点が重視されるようになった。しかし一九八〇年代以降は、遊びは遊びと単純に割り切るようになり、「より良く生きる」ための健全性、創造性を考慮する視点も薄らいでいった。

以上のような経緯の中で「リゾート」の形成はどうだったのか。実は箱根、赤倉、軽井沢、野尻湖といった山岳高原リゾート系、鎌倉、沼津、芦屋、須磨といった海浜性リゾート系は明治大正時代から形成されていた。それらは、長い時間をかける中で今や落着いたたずまいのリゾート地となり、閑静な住宅街となって一つの地域社会を形成しているところもある。

しかし、本格的なリゾート時代の幕明けは、列島改造論の出た昭和四〇年代後半である。しかし、オイルショックで一時的に停滞し、実質的に本格化したのは昭和六〇年代である。

三、「リゾート法」制定後の状況

昭和六二年五月のリゾート法制定以前から、大規模なリゾート開発構想は約一八〇ヵ所存在した。その背景には、経済の安定化に伴う社会的な需要の高まりがあったし、内需拡大や地域振興による一極集中是正という狙いもあった。

リゾート法の仕組みとしては、都道府県が基本構想を策定し、特定地域を定め重点整備地区を設ける。ここに特定施設（スポーツ・レクリエーション・教養文化・休養・集会・宿泊・販売等）を整備する。

基本構想は平成五年現在で四一道府県が策定しており、重点整備地区は三〇八地区（六八二市町村）、対象面積は八〇万ヘクタール近くに及んでいる。

平成四年七月に実施した一六道県の重点整備地区に関する調査によると、合計一二四地区三五万ヘクタールに対する予定投資規模は五兆四、〇〇〇億円、一地区平均四五〇億円である。そのうち事業主体が決定しているものは五割、着工に至っているものは六割という状態だった。また、平成元年に基本構想を策定した九県の進捗率も、平成四年七月現在で二、〇四六施設中供用開始は一〇%、工事未着手が八五%という状況である。

このような事態を招いている原因は事業主体の側にもあるが、バブル経済の破綻が最大であろう。

四、新しい芽

国土庁は平成五年二月に「今後のリゾート整備のあり方」の中で、これまでのリゾート整備の問題点を①高料金、②自然環境の破壊、③地域振興の不十分さ、④画一化、⑤バブル破綻による業者の撤退、の五つと指摘している。この他、海外リゾートが安価に手に入る点も大きな問題点として浮上している。

同庁では四全総の点検を通じて今後への課題を提起しているが、リゾートに関しては少なくとも①家族が揃って一週間過ごせる、②地域づくりに資する、③自然環境との調和という条件を満たすようなリゾート地を整備する必要があるとしている。

農林水産省では、グリーンツーリズムを打ち出している。農林漁業の振興を図ると同時に、農山漁村を居住空間と位置付けて地域の活性化を図ることを目的とし、その自然文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を推進していく。従って大規模な開発をせず、地域資源を最大限に活用するとしている。

民間業者においても、バブル崩壊後はリゾートに対する姿勢が変化している。JR東日本の松田社長によれば、家族揃ってリーズナブルな安い価格で楽しめるリゾートを追求するため、研究グループを設置したとのことである。また、経団連の中にある「ビジネスフロンティア」という協議会では次世代のリゾートとして、自然

環境保全のための人づくり、環境教育面を重視したリゾート開発を目指している。

五、展望と課題

一生の中の自由時間が増大し続け、人々の欲求も生存の確保から物質面へ、さらには精神的充足へと変化してきている。今後は、人がより自由に人間らしく自己を発現していくことが価値の軸として重要になってくるだろう。平成三年に政府が実施したアンケピトでも、約六割の人がリゾートライフをしたいと答えている。

また、今後の大きな課題として高齢化社会への対応がある。高齢者も生きがいを持って暮らせる生活という観点からも、リゾートを考えていかなくてはならない。

その意味では、前述の国土庁が指摘する問題点は当然解決されねばならないが、今後は多様性が重要なポイントになってくるだろう。

これまでのような、いわば三種の神器（ゴルフ場・スキー場またはマリーナ・ホテル）をワンパッケージにした画一的なリゾートではなく、地域ごとの独創性が必要である。言い換えれば外来語のリゾートではなく、日本語の「リゾート」を定着させることであり、方言としての「リゾート」が必要ということだ。

そのためには、時間軸をもっと重視すべきである。全国で同様の施設を一気に揃えるという極めて短い時間軸の設定では、地域に入り込むことはできない。逗子や軽井沢が非常に長い時間軸の中で「リゾート地」から住宅地に変化していったのは、いい形での成熟の例と言えよう。

反面、日本人の精神構造にも関わる問題だが、外部からの人の定着を容易に受け入れないという保守的な意識が地方にはいまだにある。この点からも時間軸は重視されねばならないが、同時にできる限り短縮するような仕組みをつくる努力は必要である。

また、地域振興という観点からは整備の主体も重要である。大企業による開発が往々にして批判の的になっているが、企業を一切排除して公的セクターだけで担いきれるとは考えられない。発想の仕方、財源など企業の持つ力を活用しつつ、地域の人々への受益システムを作りあげることこそが必要であろう。

リゾートの定義である「足しげく訪れて、長く滞在する場所」という点と「非日常的空間」という点に立ち戻って考える必要があろう。つまり、今までのリゾートは非日常空間の創出に金をかけすぎていなかったか。足しげく、長くということとなると「非日常的空間」ではあっても、そこでの生活は日常性がなくてはならない。普段と同じように買い物をする、食べる、行事に参加する、といった日常性、つまり地域の産物の消費、人との交流などがあって初めてそのような受益システムが可能になる。また、日常的な生活、つまり生活者感覚の生活を非日常的空間で行うことができるのであれば、多数の者が利用できる。だれでも行きやすくなれば、必然的にパイも大きくなり、利用者も地域も企業もハッピーとなるのではなかろうか。

そのような日常性が再現される「非日常的空間」は訪れる魅力が十分になくてはならない。大規模な施設等も時には必要だろうが、最大の魅力は豊かな自然があることではないだろうか。そのためにも、森の持つ価値を最大限に引き出す方法を探っていかねばならない。

ただし、日本人が森の生活に本当に馴染んでいるとは言えない面がある。私の体験でも、森の中に設けられたオートキャンプ場が単に周辺の観光地に出かけるための拠点と化していた。このような行動パターンにどう対処し、かつ是正していくのかという点が大きな課題である。

六、森林空間総合利用事業の概要

(1) レクリエーションの森

国有林には、機能類型としての森林空間利用というゾーンが約六〇万ヘクタールある。これは、国民の保健文化・教育活動に資することを目的として設けられたものである。そのうち特に重点的に推進を図るゾーンとして「レクリエーションの森」が選定されている。

これは、自然休養林、自然観察教育林、風景林、森林スポーツ林、野外スポーツ林、風致探勝林の六種類あり、全国で一、二七七ヵ所、総面積は四一万ヘクタール（国有林野全体の約五%）。平成五年度の利用者は延べ一億九、〇〇〇万人にのぼっている。

(2) ヒューマン・グリーン・プラン

国有林野の中でも自然景観が優れ、野外スポー

ツに適した森林空間や温泉などを民間活力を活用して積極的に国民の利用に供する事業（森林空間総合利用整備事業）。現在全国で二六ヵ所ある。

(3)　森林環境整備協力金

「レクリエーションの森」の環境美化や保全のための経費の一部を利用者の任意拠出で賄おうというもの。地元営林署や関係団体がパンフレットの販売や募金箱の設置などの工夫をしている。

(4)　森林倶楽部

森林とのふれあいを楽しむための親林活動（森林ふれあい推進事業）。会員を募集して森林情報の提供や各種イベントの開催を行う。

(5)　ふれあいの郷整備事業

森づくりの場と共に拠点となる滞在施設用地の提供等も行う。現在四営林署で六ヵ所が整備されている。

(6)　森林の学校総合整備事業

国、地方公共団体、学校法人等が「レクリエーションの森」の中に各種施設を設置し、青少年の教育や生涯学習の場とするもの。森林インストラクターによる野外学習の援助等も行う。

(7)　みどりのアメニティ整備事業

「レクリエーションの森」を活用して山村と都市の交流の場とするもの。県、市町村、森林組合が林構事業として農林漁業体験施設、強度文化保存伝習施設をはじめ野外レクリエーション施設を整備することができる。　以　上

投稿

町議選の連呼を耳にしつつ

津本正昭

一九七九年でしたか春念願の西トルキスタン（旧ソ連西シベリアカザフ・キルギス・ウズベク・タジケ各共和国）秋には東トルキスタン（中国シンチャンウイグル地区）を訪問する事が出来た。丁度ＮＨＫのシルクロード放映の頃で、取材班と前後した訪問であった。厳しい自然の姿をカメラに収めるのが目的であったが、撮影技術の未熟さを思い知らされた。

以後山岳写真から近辺の尾根歩き程度の風景等に移行しつつ自然に親しんでいる。此の間にパキスタン西北辺境州（ガンダーラ・フンザ）を訪れ、中国（黄河中流域）旅行も試みたが、最近は政情不安とタマ不足でアフガニスタン以西には出かけておらず、もっぱら近辺の風景写真撮影に山歩きを続け、その間は郷里の山村に出かけて冬期は山林檜育（枝打ち）夏期は田畑の管理に明け暮れ、年齢の進行と共に、その能率の低下を思い知らされている毎日である。

一昨年地方紙に「サツキマス」が近年釣れている事を知り、長良川河口堰問題やサケ科（主としてアメノウオ）の魚に関心を持っており、県内の各河川上流部を訪れた事があったので昨年来ルアー釣りに関心を持ち、今春初めて有田川河口部で試みつみた。二度目でやっと追って来る魚影を見たが、未だ釣果があがっていない。

近年若者の間にスポーツフィッシングとこてのルアー釣りや、ＲＶ車による自然指向が出ているので、サツキマスによる地域活性化を考えているが、ゴミ・アキカン投棄を憂慮している毎日である。

四月二十一日

林業白書を読んで

札幌・創成川ルネサンス世話人
小林金三

市民権を得る——というのは、その存在が物理的にも心情的にも多くの市民の身近にあるということである。と同時に、それについてだれでもモノがいえるということでもある。森林は、今やまさにその二つの条件を満たす存在である。

市民の一人である私だが、森林について少しばかり他の人よりは違うかかわり合いを持っているといえそうだ。そう思っていたから、「なんでもいいから…」という編集者の誘いにうっかり返事をしてしまった。ところが表題は「白書を読んで」とあり、追っかけるように「林業白書」が送られてきて、思わぬ大ごとになった。そこで市民権の第三の条件として、市民の発言のすべてを恥としないことにしたい。恥かしいと思ったら素人（市民）はなんにもいえないから。

私の森林とのかかわり合いの第一は、北海道生まれ（二世）でささやかながら林がつく姓をもっているということ。原生林を切り開いて（正確には焼き拓いて）農地が広がったことを体験として記憶しているらしいのである。本州の人なら、何世代も何十世代もさかのぼらなければ知らない体験であろう。第二に、私の父は造材屋だったこと。今は死後となったが「炭鉱斫材」ということばがあった。父はオヤカタから一つ山を請負い、自分で人夫を集め彼らを指揮して炭坑の坑道を支える坑木（主として松材じゃなかったかと思う）を切り出す仕事をしていた。雪の滑りを利用して運び出す冬だけの仕事で、夏は遊んでいた。子どものころ何度か深い山の現場を見にいったことがある。第三に、現在私は合法的に札幌市の郊外の市街化調整区域で雑木林に囲まれて住んでいること。新緑、紅葉そして雪の樹木を見ていると、花を植える気にならない。周囲に大会社の社有林と国有林が広がっていて、その緑の精気のおかげで、たぶん私は他人より少し長生きせざるを得ないのではないかと心を痛めている。

もい一つ加えるなら、私は中国東北部のバイコフが書く「偉大な王」が棲息する大森林地帯——これぞ密林というか、にわけ入って数週間のテント生活を経験している。樹木の巨大さとその植生の圧倒的な密度の前に、人はおのずと粛然たらざらんを得ず、やがて畏敬のあまり五体がぶるるんと震えて立っておれなくなる……。夜は夜で、余りの森閑さと時たま闇を切り裂く野獣の叫びに青ざめる…。

というような工合だけれど、それはつまり林業の「林」のほうには大げさにいえば歴史的体験にもとづく関心はあるが、「業」のほうはからっきしだめだということである。

しかし、もとはといえば「林」があって「業」があるのであって、先に「業」があってそして「林」があるのではない。われわれ人類にとって森林は生命の根源であり、人類の生存の歩みは森林とともにあったといって過言ではない。不可分の両者の間に業＝なりわいのはいる余地はなかったはずである。

＊

一つの体験的実感からいって、林業に従事している人たちが必ずしも森林を愛しているとは限らないと思う。たとえば山に入ってみると林道らしい〝道〟のでたらめさ加減に怒りをさえ覚える。小型のブルドーザーが気軽に山のなかを走ることができるせいでもあるが、きちんと

林道を設計して作ったとは思えない。行くだけ行って、だめならまた戻って別の道をつくるとしか思えない野放図さだ。至るところ山はだがえぐられている。無惨に踏み倒された樹木がいかにも哀れだ。きれいな渓流も雨が降るとひどい濁流になる。

かつて（といいたい）林業関係者は平気で木を山から持ち出していた。盗木を、とりわけ官に従事している人たちに多く、平気どころか自慢にしてさえいた。余りに愛しすぎて私することに無神経だったのだろうか。

私の住む山合いの小さな部落の人たちは、つい数十年前まで冬は近くの大企業の所有林にはいって間伐に励んだ。間伐材はみんな貰いうけて燃料にした。今は馬が耕運機に、薪ストーブが石油ストーブに代わった。企業も責任を放棄して人工林は荒れ放題だ。

膨脹しつづけて京都市の人口を越した札幌市とその衛星都市群の現況は目を蓋うばかりだ。都市間に距離があったころは私有公有を問わずすばらしい雑木林がひろがっていた。それがたったの二、三十年の間になくなってしまった。札幌と空港のある千歳との間は火山灰地である。林を切り山を崩した跡をみれば歴然としているのだが、表土はせいぜい二十センチどまり。自然はその表土を数百年かけてつくり樹木を育てたのだ。切り拓けば復元は不可能だろう。

さて、市民と称する人たちはどうか。私は雑木林にトドマツを数十本植えたのだが、たった今植えたとわかるはずの数本が忽然と消えた。さぞかし抜き易かったろうと思う。せっかく大人の背丈ほどに育ったことを喜んでいたら、十二月中旬枝ぶりのいい一本が雪のなかから消えた。きれいにノコギリで挽かれていた。翌年二本目がやられた。三年目、「盗木でなにを祝うクリスマス」（なんの証拠もないのに）の張り紙をおっ立てた。なくならなかった。

体験的実感は悲観的にすぎるだろうか。

＊

さて、白書。

正確には平成六年度林業の動向に関する年次報告および平成七年度において講じようとする林業施策の二部からなる。なかなかの力作だ。

表現も平易で読み易いが、遠く遠く縄文、飛鳥時代にまでさかのぼっての教科書的な記述には正直びっくりした。これが平成の世の白書なのかという点と、そうまでじゅんじゅんと教えを垂れなければならないほど森林の〝文化水準〟は低いのかということに。

白書の根拠は「林業基本法」の第九条第一項にあるという。「政府」が「国会」に報告しなければならないことになっている。どうりで、白書のどこを探しても発行者の名も記述責任者の表示もない。表紙の裏ページに「第2部は政府が……」と初めて政府の二字が出てくるが、本体の第1部（白書）については主語がなく誰れが責任者なのか触れずじまいだ。たぶん林野庁の作だと思うけれど、政府という大謀網のなかに吸い込まれて、これぞという心張り棒のような確たる責任者の存在は見えない。

基本法が昭和39年に成立して以来、毎年の白書にかかわらず実態がちっともよくならないものだから、さすがの林野庁も名を出すのを恥じたのかもしれない。それどころか、沿岸漁業を守るために海の人たちが上流の森林を買い込む自治体や、水源の獲保に下流の自治体がなにがしかの負担をするといういくつかの例を取り上げて、国（自分たち）はさっぱりだが自治体はなかなかだと持ち上げている。

文句ついでにいえば「山村と都市の期待に応える国有林経営の実現めざして」という森林労連・全林野のアピールがことしの春私のところ（まで）に届いている。その平易な表題に共感して読んだら、これは驚いた。役所の白書よりも数等硬い硬い〝官僚的〟文章で、何度か繰り返して読んでも何を言おうとしているのか頭にはいらない。どこのだれよりも非官僚の、荒くれた山男たち（たぶん）の、しかも労組だというのに、このていたらくはどうだ。しかも特別会計制度（特権的でなければよいが）を堅持せよとか、中心署（すべからく労組は基本的に反中央であるべきだ）の拡充を求めたりしている。さすが森林事務所のこれ以上の縮減を止めることにとどめているけれど。

＊

さて、どうするか。

先に「林」に「業」のはいる余地はなかったはずだと書いた。いまや、清浄器とやらできれいな空気を買い、浄化器やミネラルなんとかで水をも買う時代だ。ひとり森林だけが特別（会

計じゃない）扱いせよといってもはじまらない。しかし、空気も水も森林も、もともと〝買う〟ものではないのが基本だろう。そして、もと対策は、その原則を損うものを排除さえすればいいと単純に考えたい。

基本的に「林業」が採算に合わず、そのために森林が日ごとに荒廃しているというのが白書のいわんとしているところらしいが、もしそうなら「採算性」をやめたらいいのである。そして、やめる替わりにどうするかを考えたらいい。たとえば、河川の流域、下流の市民は上流の森林に生命の〝延命料（水道の使用量に合わせて）〟を払えばよろしい。かってただかただ同然に手に入れた大企業の所有林に〝恩返し料〟を払わせてはどうか。紙を大量に生産し消費する企業や材木をたくさん使う建設業者などに殺人じゃない〝殺木料〟を取り上げるべきだろう。年金の〇・〇一％ぐらい〝長生き料〟を支払っても、その適格者の私でさえ反対はしない。

受益者が市民全体、人類全体とみるなら、税金から、つまり堂々と一般会計予算（？この場合こそ特別会計がいいのかも）で〝生存料〟を計上するようにすればいいのである。

私は北海道にいて、顕著に現われている過疎化傾向に必ずしも反対ではない。それが自然の豊かさに結びつくなら、酸欠にあえぐ太平洋ベルト地帯の数千万の人たちが息をつくためにきっとたくさん金を持ってやってくるに違いない——と考えるから。いやいや、そんなけちな考えじゃない。彼らのために、北海道を〝森林の島〟（というからには平地にも大森林を再生させて）としてゆとりと生命の空間を創出するのである。

最後にふたこと。ひとつ、来年度からはだれがだれのために書くのか——をはっきりさせたうえ、ホワイト・ペーパーでもブルー・ブックでもなく、使命観あふれるライフ・バイブル（なんとでもご自由に解釈してください）を期待したい。ふたつ、森林労組には、地方（現場・零細）から中央（権力・資本）をしかとうかがう視点に立つ市民への共闘（官労協闘じゃなく）の決意を聞かせてほしい。

被災学生に待望の仮設寮



震災で下宿などを失った学生のために全国大学生活協同組合連合会が兵庫県芦屋市内のテニスコートに建設していたカラフルな山小屋風の仮設寮が完成、二十六日、開村式が行われた。六畳の居住棟四十六、ふろなどの共用棟十二。家賃は月二万五千円で、男女四十六人が一年間生活する。

山小屋風でカラフルに　芦屋

テニスコートのオーナーが用地を、材料は杉の間伐材を徳島県三好郡の森林組合が原価以下で提供。延べ八百人のボランティアが組み立てた。

式では、組み立て作業をした関西学院大文学部二年の橋本麻衣子さん（二九）ら二人が「大切に住みたい」などとあいさつした。

「1995.4.27 読売新聞」

国民森林会議第13回総会の報告

3月11日　学士会館分館

国民森林会議第13回総会は、一九四名の会員、役員の出席（委任状一〇四人）の下、東京学士会分館において、三月一一日午後一時より開催されました。

総会は、杉本幹事の開会のあいさつに続き、故北村会員、故永田会員の冥福を祈って黙祷を行い、半田幹事を議長に選出、大内会長のあいさつ、萩野事務局長からの経過と方針の提案、「川」提言案の提案、一九九四年度決算報告、一九九五年度予算案の提案、酒井・三井両監事よりの監査報告が行われ、若干の質疑の後議案は承認・決定されました。

役員改選では、北村幹事のご逝去にともない、増田美紗さんを新幹事に、評議員に雨宮弘子さん、阿部正昭さん、木村武さんを新たに選任、会長以下幹事・監事・評議員は再選となりました。

総会に引き続き、行われは意見交換は、内山幹事を司会として以下の意見交換が行われました。

会員の意見交換　（司会　内山節）

「川」の提言委員会主査の高橋裕さんがご不在のため、提言委員会幹事を勤めた私が代理をさせていただきます。

「国民と森林」の第五十号で提言の特集をしているが、余りにも長く、大方の方が読んで来ることはできなかったのではないかと思われます。長くなった理由は、河川問題は余りにも大きく、また多方面からのアプローチを必要とする問題だということが分かってきたため。関係省庁にしても、日本の省庁はほとんどがなんらかの形で関与していると言えるほど、総合的な面を持っている。このため短い文章でまとめきることはできなかった。

提言は三部構成になっている。第一部は提言要旨で、これが従来の提言にあたるものだが、これは提言の骨組みだけに過ぎない。

このため提言本文（四〜一四ページ）を加えた。さらに、第三部で、いくつかの項目については解説という形で注釈をつけた。この文章は執筆者の署名入りになっており、提言委員会としての注釈ではなく、各個人の意見を反映しているもの、と考えていただきたい。

また、ケース・スタディという形で代表的な三本の川を取り上げて例証している。

提言の基本的な骨子としては、河川政策と地域計画とをしっかり結び付けて実施していく必要性が最も訴えたい点である。川というものは、その地域の顔でもあり、憩いの場、自然の場でもあるから、地域計画の中でのきちんとした位置付けがなくてはならない。

もう一点は、川に関する情報があまり公開されていないことがある。特に川の将来計画についての情報はどこからも入手できないため、ダム計画が発表されて始めてその地域が動き出すということになる。となると補償をどれだけ取るかという方向しかない。各河川ごとの将来計画を公開して、住民ならびに自治体が議論できる基盤を作らねばならない。そのためには川の情報センターを設立すべきだ、というのが第二番目の提言である。ただし「川の情報センター」というのは既に建設省が洪水警報などを目的に設置しているので、ここでの名称は「川の情報・

学習・研究機構」とした。

第三点目に、河川に関しては驚くほど地方自治がない。川を地域の人のものにしていくためには、河川に「地方自治」を確立することが極めて重要な課題であるという結論に至った。現在のように基本的に建設省が上意下達式に管理するというのではなく、各自治体がわが町・わが市の河川の将来像を自主的に作り、流域ごとに関係自治体で調整しあう。それを建設省が尊重しつつ河川計画を仕上げていく、という方向が望ましい。一級河川は建設省管理下にあるが、同省の中でさえも担当部局が異なれば統一的な河川計画はできないという実態にある。それを、地域に暮らす住民・自治体のレベルから計画を積み上げていくという方向に転換を図りたいというのが提言の意図するところだ。

以上で説明は終わりに、会員各位の意見をお願いしたい。

● 島嘉寿雄　川は本来自然の形で経過してきたものであるから、高度な技術を駆使したコンクリの施設から戻していく必要がある。これは世界的な傾向であって、建設省でも多自然型工法を各河川で逐次開始している。それに対しても、地域の人の意見があまりに反映されていない。森林に関してはかなり地域の意見を取り入れるようになったものの、川に関してはまだほとんどないように感じる。その意味で提言では、情報をいかに地域の人に伝えるかということが大事である、という点を大きな柱にした。

私は提言の中では、保安林が昔から日本に存在した思想であるということなどに触れ、林野庁治山課の過去五〇年間の経過を辿り、これからの保安林がもっと広く理解されるような努力をしてほしいと延べている。今後は健康保安林という色彩が強まることからも、地域の意見を取り入れた保安林整備が望ましい。

また、解説の中では多摩川に二〇年以上関係したことから、多摩川の現状と問題点などをまとめた。調べてみて驚いたことは、昭和四五年時代に調布の取水堰で合成洗剤の泡が風に舞い、多摩川浄水場が取水を停止したことがあった。この時のBODは八〇位だった。それが二〇年後の昭和六五年には平均三〇と、世界でも数少ない河川の浄化実績を示した。その最大原因は流域下水道の普及にあるが、下水処理水は一種独特の匂いがある。下水道従事者の中にはその匂いに誇りを持っている者もいるが、地域の人は抵抗を感じている。消臭にはオゾン処理や活性炭利用の生物処理など高度処理が必要になる。そこまでするのは大変なことであり、いまの時点ではある程度我慢することが必要ではないかと感じている。

● 大内力　提言二ページの下段に「農村では河川から網の目のように伸びていく用水路を守り、…危機に立たされている。」との指摘があるが、用水路をきちんと維持する集落の能力がどんどん失われている点に問題がある。用水路はドブあげ、草刈り、堤の補修などを共同作業によってきちんとしてきたことで守られてきた。それが人口減少と高齢化でほとんどできなくなっている。特に山村では耕作放棄地が一割を越え、山村の用水路が非常に荒れてきている。これは日本の治水の問題でもある。

ところが、いま農林水産省が考えていることは、印旛沼の金坂さんなんかがおやりになっていることだが、用水路を全て埋めてしまって大面積の水田を造成し、パイプラインによる灌漑する。将来はコンピュータによる自動給排水にする。用水路跡地はコンクリートの農道にして大型機械が通行できるようにする。このような将来像がもてはやされていて、同省でも模範例としてこの方向に傾きつつある。

こういうところに実は日本の川の大きな問題がある。農業の労働生産性を高めることを目的として土地改良を利用しようという農政の方向に対しても、我々としては相当警戒し、反対していかなくてはならない。

● 半田良一　大内先生のおっしゃる生産性ではなく生産力というレベルからものごとをとらえてみるとよく分かることがある。川というのはその点からは非常に理解しにくいところまでは思っていたが、六ページの「第三章新たな調和点―多面的な生産力も視点に」は大変感銘を受けた。

森林に関しても、経済・非経済の両側面から生産力が考えられている。ところが林野庁は森林が作り出した水が人間の生活にどう関わるのかという点については何も言っていない。流域管理システムにおいても、「下流」の内容がはっきりしていない。単に下流域の都市住民という漠たるとらえ方で結び付けようとしている。このため上流と下流の結び付きはスローガンだけで、実際の有機的な結び付きはイメージできない。

この点、この提言は具体的なビジョンを出していて、森林を考える立場からも河川問題を大変新しいとらえ方とショックを受けている。

● 手塚伸　山梨県庁でまちづくり計画の策定に関わっている。提言では河川計画と地域計画とのリンクを強く訴えていてありがたい。この点に関して現場にいる立場から二、三述べたい。

下水道は流域下水道総合整備計画に基づいて整備されているが、我々にとっては必ずしも必要なものではない。一〇〇戸位の単位でコミュニティ・プラントを設置し、ポケット・パークの下に浄化施設を埋設すれば十分に足りる。それを都市計画区域ごとに流域下水道計画を作り、河川から水を奪って最下流に流すというやり方をしている。これは自然の面、事業費の面から適切であろうかという疑問を持っている。この方法が日本全国で河川浄化という名の下に強力に進められていることはおかしい。

もう一点は、河川流域における広域行政体制がどうあるべきかという問題だ。今回四全総を見直して五全総を策定することになり、座長の下河辺さんが流域圏の機能を見直して流域圏計画を主軸にした計画を作ると言っていた。それが今年になって地域連携軸という方向に変わってきており、流域圏は浮上しそうにない。

自治体どうしの問題の一例として、山梨県の上九一色村＝オウム真理教の事件で有名になった＝でゴルフ場を作ることになった。その下流を流れる川は静岡県富士宮市の水源になっているため静岡県知事が山梨県に環境を守れと抗議してきた。私どもは、静岡県内で数多くのゴルフ場を造成していながら、同県に比べて決して裕福とは言えない山梨県がゴルフ場を作ることに反対するのは県としてのエゴではないかと反論した。このため静岡県側からは環境保全に熱心ではないというお叱りを頂戴したが、流域管理という視点で言えば、上流・下流を貫くような理論がないとうまくいかないと感じている。その意味でこの提言を非常にありがたく感じている。

● 隅谷三喜男　いま読んだだけだが大変意義のある、重要な提言だと思う。森林に関しては市民組織、運動団体があるが、河川については各地域にはあるかもしれないが流域全体をとらえて議論をしたり河川を守ろうというような運動はないように思う。森林は地域的なまとまりがあるのに対し、河川は流域が広範にわたるためか、市民的な運動の対象になりにくいという面があるのだろう。

その意味からも、この提言は関係省庁や団体に伝えるだけでは惜しい。より多くの人に議論をしてもらい波及力を持たせるためには週刊誌などに掲載するなど、一歩前進が必要ではないか。

● 金田平　日本自然保護協会では河川問題研究委員会を保護部会の中に置き、全国の河川を河川学者が集まって研究を進めている。長良川とか千歳川というように具体的な問題が生じると労力を取られるという問題はあるが、詰めてはいる。

この提言は各地でダムや堰などの河川問題に取り組んでいる者にとっては大変力を得るものである。是非隅谷先生の提案を実現したい。

私は基本的には人との関わりがなくなったことで川がダメになっていったという指摘が非常に大事だと思っている。先ほどの流域下水道の話もそうだが、蛇口をひねれば水が出てくるし、捨てれば勝手に流れていく。どこから来てどこへ行くとかまったくのブラックボックスで見えないということが問題を引き起こしている。

また、いま別の問題で深刻な思いをしていることがある。相模川の河口に大きな干潟があるが、そこの泥が年々少なくなり、砂がきれいになったためにカニやゴカイが一切いな

くなってしまった。すると、それらを食べにきていたシギの仲間も飛来しなくなった。これは各家庭からの下水が流れるドブからイトミミズが消えたことと関連している。つまり生き物の連鎖で水をきれいにするというシステムがなくなってしまった。これはＢＯＤの数値を下げることとはまた別の視点の問題なのだが、どこからも指摘する声があがっていない。提言の中でも、中流の水がなくならないようにしようという点は触れているが、生き物についての記述はいま一つ弱い。気がついている人が極めて少なく、見えない状況になっている。これをどう打開するかが私たち自然保護協会の悩みである。

司会　いろんな方から貴重なご提案をいただいた。隅谷さんから提案された雑誌等を使ってもう少し広めたいということも真剣に考えていきたい。

また、河川問題は都市問題であると同時に農山村問題でもあるわけで、この点についても国民森林会議としてはもっといろんな形で取り組んでいきたい。

大内さんから水管理の話が出たが、最近宮城県でパソコンに取り組んでいる人が在来の水田、在来の用水路のまま、水管理のソフトを作り、二年前の冷害の時に彼の農地は平年作以上だったというので話題になった。しかしそれは、日々水田を見回り、農業用水を管理してデータの集積を重ね、ソフトを修正していくという作業によって成り立っている。コンピュータも本来の農民の営みがなければ、悪い結果をもたらすに違いないと感じた。

ご提案を活かしていけるよう努力していきます。ありがとうございました。

以　上

一九九五年度新役員

役　員

顧　問　隅谷三喜男
会　長　大内　力
事務局長　荻野　敏雄
幹　事　秋山　紀子
内山　節
大野　盛雄
杉本　一
田中　茂
半田　良一
松澤　譲
増田　美砂
酒井　利勝
三井　昭二
監　事　森田　稲子
由井　直人
友永剛太郎

評議員

阿部　正昭
市川　健夫
榎戸　勇
岡　和雄
黒澤　丈夫
木村　武
柴田　敏隆
多賀　清雄
竹内　静子
土田　武史
遠山三樹雄
永田　信
真砂　典明
雨宮　弘子

国民森林会議年間活動予定

五月　六日　第六四回幹事会
八日　第一回公開講座
一三日　提言委員会発足
六月一〇日　第二回公開講座
第六五回幹事会
七月　一日　第三回公開講座
八日　第三回提言員会
三〇日～　第四回公開講座
九月　九日　提言委員会調査
第六六回幹事会
一〇月一四日　第五回公開講座
一一月一〇日　第六回公開講座
一一日　木場見学と交流
一二月　九日　第七回公開講座
二月一〇日　第六七回幹事会
第八回公開講座
第六八回幹事会
（評議員会）
三月　九日　第九回公開講座
未定　第一〇回公開講座
第一四回総会

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この三カ月〉

2～4月

2月

［読売］2月18日―女性の視点でネパールに緑を―

山地を開墾し、樹木を燃料にしたため、森林の消失が問題になっている山国ネパールに対し、わが国はこのほど、女性の視点を盛り込んだユニークな植林事業に着手した。国際協力事業団の専門員、田中由美子さん（43）らが現地入りし、ネパールに再び緑を呼び戻すための息の長い活動を始めた。

ヒマラヤ・アシナプルナ山群が遠くに青く光る。ネパール最大の観光都市ポカラ周辺の山々は視界に入る限りすべて段々畑。「耕して天に至る」と、かつて中国人が日本の棚田を表現した言葉は、むしろこの国にふさわしい。

山の中腹に散在する家々を訪ね歩く。道すがら、背中いっぱいに薪を背負った女性に何人も出会った。「ひとかつぎ三十キロから四十キロも」。田中さんが説明してくれた。

牛やヤギなどの飼料であり、唯一の燃料源でもある、森は村人たちの生命線だ。その森がいま年間五千五百ヘクタールの勢いで減少しつつある。このため、世界各国はさまざまな植林事業に取り組んで来たが、暗礁に乗り上げることが多かった。苛酷な生活に追われる村人に、そんな余裕がないからだ。

今度の計画のキーワードは「〝村おこし〟、そして〝女性〟」と田中さんは話す。ネパールでは主な農作業や薪集め、水くみといった重労働はすべて女性の仕事。

植林も、実質的な女性の支持が得られなければ成功しない。少ない燃料ですむ改良ストーブや、収入になる野菜や果物の苗、水くみ場作りなど、女性とともに村づくりに取り組むことで、村人たちの自治意識を育てていく。木を育てるには〝やる気〟を育てることから。「一見遠回りでも、定着させるためには大切なこと。今までの失敗から学んだ教訓」だという。

［日農］2月20日―植林祭を世界運動に―

「日本の植林祭を世界各地に広めよう」――熱帯林の減少や砂漠化の進行など地球環境の危機が叫ばれる中、林野庁内でこんな構想が浮上している。発案者の入澤肇長官は「こうした運動で環境破壊に歯止めをかけなければ」と実現に向け張り切っている。

植林祭は、毎年一回、都道府県が持ち回りで実施しており、その県の森林公園などに県民らが集まって一人一本ずつ植樹する行事。構想はこの運動を世界の人々にも進めてもらおうというもの。同長官は「世界中の人々が一人一本ずつ木を植えていけば、砂漠化などで一年間に失われる約六百万ヘクタールの緑地を回復することも可能」としている。

同庁は今後、具体的な植樹運動の進め方や財政措置などを検討する方針で、来年度中にはスタートさせたい考えだ。

［毎日］2月20日―木造住宅はなぜ倒壊したか―

阪神大震災を機に、住宅の耐震性への関心が高まっている。なぜ、木造住宅に多くの全半壊例があったのか。

木造住宅は建築方法（構法）の違いで、被害に差が出た。在来の木造住宅は柱・はりを使う軸組構法。近年は、工場で生産された部材を現場で組み立てるプレハブ住宅（工業化住宅）や柱・はりを使わず床面と壁面で構成するツーバイフォー（枠組壁構法）住宅が増えている。

今回の地震では、在来木造住宅の倒壊が相次いだ一方、木質系プレハブやツーバイフォーの全壊例は報告されていない。その理由の一つは建設年代。プレハブは約30年、ツーバイフォーは約20年の歴史なので、老朽化があまり進んでいない。日本木造住宅産業協会の高木専務理事は「被害のほとんどは老朽建築物。新耐震以降の建物であれば、他の構法に劣らない」と語る。

3月

【日農】3月2日―山振法10年延長へ―

自民党山村振興対策特別委員会は一日、山村振興法を十年間延長する改正案の骨子をまとめた。延長とともに、地方債による財政支援の拡充、通信体制の整備、農地保全事業の拡大や高齢者福祉の増進の措置を新たに盛り込み、二十一世紀に向けた山村振興対策を強化するとが柱だ。

【毎日】3月14日―スギ花粉、昨年の一〇〇倍に―

花粉症が、今年は観測史上最高になりそうなほど猛威を振るっている。埼玉県西部、奥武蔵丘陵地は、スギ林から舞い上がる花粉で薄黄色に染まる。東京では平年の二倍以上、昨年の百倍ものスギ花粉が観測されており、ピークの四月上旬まで花粉症患者の憂うつは続きそうだ。

東京都によると、都心部での一平方センチ当たり花粉の数（二十四時間）は、昨年三月中旬で三～五だったが、今年は百～二百、スギ林に近い五日市町はちょうど百倍の一千二百。

厚生省によると、効果のある薬も出ているが、取り合わせが難しく医師との相談が必要。最も効果のある予防法は、窓や戸を閉めて家の中で過ごすか、外出時はマスクや眼鏡をつけることとか。酒、たばこなど粘膜の過敏性を高める刺激物はご法度だそうだ。

【毎日】3月15日―スギ間伐材で仮設下宿―

徳島県三好郡山城町森林組合と郡内の林業関係者による「三好流域活性化センター」が共同で、全国大学生活協同組合連合会に、スギの間伐材を使った仮設下宿六十戸を提供することを決め、兵庫県芦屋市内に建設準備を進めている。

仮設下宿建設を計画している大学生協連が、資材高騰などで計画を当初の六百戸から三百戸に縮小することを毎日新聞大阪本社の「希望新聞」で知り、協力を申し出た。

計画によると、遊園地向けなどに地元産のスギの間伐材で作っているミニハウスを改良した六畳一間の大きさ。トイレ、浴室、炊飯所は別棟。新学期が始まる来月十五日までに、生協連が確保した芦屋市朝日ケ丘のテニスコートに組み立て資材を搬入し、神戸大建築科の学生らの協力で設置する。

現在、木材確保のメドもつき、県立三好農林高校生なども生産ボランティア協力を呼びかけており、同組合では「半分くらいは無償で提供し、残りも原価で引き渡したい」と話している。

【日農】3月26日―輸入シイタケに負けぬ　高品位生産に意欲―

農業に就いて悔いなし。これからも群馬の特産・生シイタケの高品位生産をリードしたい――。JA前橋市荒砥支所の椎茸組合長を務める木村登さん（46）は、今月中旬からほだ木の植菌作業がピークを迎えている。

木村さんは年間二千本ほどのシイタケ栽培と米麦、野菜の複合経営から専業化を志し、以来二十八年間、規模拡大と改善、栽培技術向上を実践し、地域への普及に努めてきた。

現在は、約五万四千本のほだ木から年十トンを収穫。同組合員四十二人とともに、百グラムネットで京浜市場へ周年出荷している。出荷最盛期の十二月には、一日平均四トンが共選出荷される同市一番の産地だ。

ほだ木となる原木（ナラ）は、福島県から購入。今年は一万八千本を用意し、一本ずつ、穴をあけ成型こまを打つ作業が進む。

同組合では高品位生産への取り組みとして、毎年、植菌後七月の本伏せ作業と併せ、組合員の全ほだ場（約四・五ヘクタール）を巡回。渋川林業事務所、群馬県椎茸農協、(株)森産業の指導のもと、菌の成長を阻害する要因、とりわけ夏場の水分対策を中心に管理診断を徹底している。

【日経】3月27日―国有林債務また拡大―

国有林野事業の債務残高が九四年度末で三兆一千四百三十億円となることが確定した。木材販売の低迷から同事業は恒常的な赤字体質に陥っているが、債務残高が三兆円を超えるのは初めて。人員削減など従来の合理化策では債務膨張に歯止めをかけることが難しく、林野庁は事業の抜本的な見直しを迫られることになりそうだ。

同事業は輸入木材の増加による国産材の販売低迷などから収益が悪化し、財政投融資からの借り入れが拡大し続けている。

4月

【日経社説】4月6日―国有林経営どうする―

国有林の経営がますます危うくなっている。一九七八年以来四度

にわたる経営改善計画も効果がなく、財政内容は年ごとに悪化している。九四年度の債務残高は三兆円を超えることが確実である。政府はもう一度、国有林野事業のあり方を根本的に考え直すべきだ。

組織の簡素化と人員削減はおおむね計画に近い進行ぶりだ。しかし、経営は全く改善していない。木材の販売や資産売却による収入が人件費などの事業支出をはるかに下回るばかりか、借入金の利子と償還金の支払いにも足りない。不足分の一部は一般会計から繰り入れているが、それではとても間に合わず、さらに借金を重ねている。

親方日の丸で経営改善の開始が遅れたことは確かだ。しかし林業を取り巻く環境が予想を上回って悪化したことも認めざるを得ない。円高で外材の輸入が増えた。いま日本で使われている木材の四分の三は外材である。環境保全のため昔のようにひと山まる裸にするような伐採ができなくなった。おまけにバブルの崩壊で土地が売れない。このままでは借金は膨れるばかりだ。そのツケはいずれ国民に回ってくるのだから、成り行き任せというわけにはいかない。

当然ながら苦しいのは国有林だけではない。将来は環境問題から外材の輸入が減り、国産材時代がくると言われているが、林業経営者からは「それまで林業の体力がもたない」という悲鳴が聞こえてくる。これでは国民の財産である緑の山を守れないと、森林保全の見返りに税収の一部を市町村に還元する「森林交付税」創設の運動が広がっている。交付税が最良かどうかはよく検討する必要があるが、そう訴えたくなるほど林業は追い込まれていることを、国民みんなが知っておきたい。

【毎日】4月7日―花粉少ないスギ開発へ―

林野庁は一九九六年度から花粉の少ないスギ品種の開発に乗り出す。すでに民間への調査委託で花粉の少ない品種を抜き出すことに成功。これをもとに品種改良を進め、二〇〇〇年を目標に実用化するが、植え替えには少なくとも数十年かかるという。

【日農】4月13日―「緑の羽根」募金強化―

自民党は十二日、「緑の羽根募金」を充実し、森林の保全や国内外の緑化事業に役立てる「森林整備推進法案」をまとめた。社会福祉に使う「赤い羽根」に比べ、格段に募金額が少ない「緑の羽根」をてこ入れする目的で、同党林政調査会が中心に法案作りを進めてきた。他党にも呼びかけ、議員立法として、「みどりの日」の二十九日前に国会に提出する予定。

間伐材で仮設学生寮

全国大学生協が建設 入居者ら〝手作り〟

日本経済新聞
NIHON KEIZAI SHIMBUN
（大阪・Osaka）
夕刊
'95. 4.-6

阪神大震災（兵庫県南部地震）で下宿が倒壊するなどして住居を失った学生のために、全国大学生活協同組合連合会（本部東京都中野区）が間伐材を使った仮設学生寮を四月初めから兵庫県芦屋市内に建設している。入居学生や全国の工学部系学生ボランティアが組み立てる〝手作り〟の木造ミニハウスだ。

入居学生は単なる「入居人」ではなく、互いに協力して寮を管理、運営し、地域にも積極的に貢献する。入居の期限は一年間だが、充実し思い出深い日々が送れるはず、と期待は大きい。

「スチューデント ハウジング コープ」と名付けられた寮は、神戸市立外語大の敷地内や西宮市の上ケ原病院の駐車場など兵庫県内五カ所に計二百五十室建てられる。

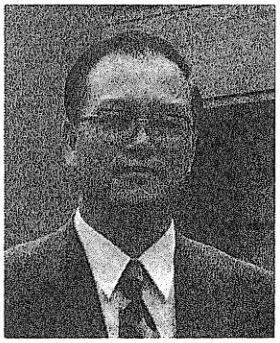
ほとんどは一棟に十八室のプレハブが完成済みだが、芦屋市朝日ケ丘町のテニスコート内に建つ五十八棟（四十八室）は徳島県の森林組合の協力で入手する間伐材を、学生らが組み立てる。

各室は六畳の部屋に押し入れ付き。共有のふろ、トイレ、洗濯スペース、管理棟などが別にある。これまでに八棟のミニハウスを完成させており、十三日から約四十―五十人の学生らで残りの組み立てに入る。

会員紹介

多様な会員を〝自己紹介〟する欄です。生いたち、著作、モットー、好きな本、メッセージなどお寄せ下さい。
（五〇音順、一部未着の方は到着しだい掲載します）

新井 明（あらい あきら）



国民が農にたいする尊敬の念、また国土の七割を占める森林への愛のこころを失なったら、この国はお仕舞だ、という危機感をいだいている。三重県の愛農学園農業高等学校や（財）三愛教育振興会の理事を引き受けている。

一九三二年、茨城県水戸市に生まれる。東京教育大学（学士、修士）、アマスト大学（B・A）、ミシガン大学（M・A）卒。現在、日本女子大学文学部長（理事）。若いころは北アルプスを歩いた。

『ミルトンの世界』、『オルダス・ハックスリー』、『英詩鑑賞入門』、『信仰と理性』（編著）、『ギリシア神話と英米文化』（編著）など。

榎戸 勇（えのきど いさむ）



大正十四年六月、東京深川の木場で生まれました。生家は米国産米松の角材を扱っていた木材問屋です。昭和二四年東京商科大学（現一橋大学）経済学部を卒業し木材業を継ぎました。扱い木材は米国、カナダの針葉樹材ですが、自然保護のため年々伐採量が減少しており、現地業者も高付加価値の加工木材の生産、販売に力を注いでいます。わが国の木材輸入も高度加工木材が増えてくると思います。

㈱榎戸材木店代表取締役

大平 英輔（おおひら えいすけ）

六四歳、高知生まれ。

一九九四年三月、大学を定年退官し、翌日から放送大学高知地域学習センターを設置するために、右往左往いたしました。お陰様で同年十月から授業を開始し、現在約五〇〇名の学生さん達のお手伝いをしております。

専門学部から、テレビとラジオを使用する授業で、生涯学習に寄与する教養学部の仕事に変わりましたので、戸惑いもありました。渉外の仕事も多々あり、未だ落ちつきませんが、広い視野から森林・山村をも見える生涯学習の場になればと念じております。

岡和夫



生まれたところは三重県であり、一九二七年生まれです。戦後の学制改革で今は無くなりました三重農林専門学校の林科を卒業しました。これが森林や林業とつき合う端緒になりました。営林局、営林署、林野庁などの勤務を経て定年を東京農工大学農学部林学科（林業経営学）で迎えました。そんなことで定年後もこの分野にかかわって日々を送っております。いまごろになって真面目に森林問題、林業問題を考えるようになりました。「国民と森林」誌に啓発されてのことと思います。

川瀬金次郎



私が所属するNGOの東方科学技術協力会（略称東技協）の会長に昨年六月二八日から就任しました。ここで企画した中国吉林省霍林河流域土壌調査人材養成事業（三年）に郵政省国際ボランティア貯金による補助（平三―五〇八万、平四―七五〇万、平五―七八八万）で事業主体の吉林省農業科学院顧問として昨年六月長春、公主嶺を訪問（二五次訪中）しました。さらに平六には一、二四四万を交付され、新しく草原再活性化事業が認可されました。

今後とも皆様の絶大なるご支援をお願いします。

（新潟大学名誉教授）

（一九九五、四、二二）

黒澤丈夫



近年、人類の生存に係わる環境悪化が、環境浄化等に役立つ森林を造成し保護すべきであるとの声が高くしているように思えるが、森林を造成し、常に活力ある姿で在らしめる為には、相当数の人間が、森林地域即ち山村に定住して護ってやる必要がある所までは、理解されていない様だ。

日本の森森は一般には、良く管理されて来たが、山村の過疎化に伴って荒廃の方向を辿っている。

何故山村が過疎化するか。

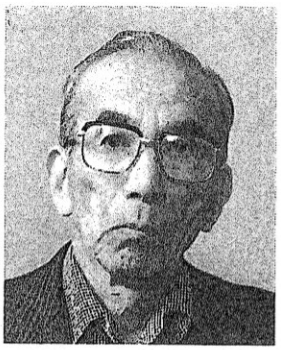
それは、山村に於ける農林業では生活が成り立たなくなったからだ。

この事を訴えて、私は、所得の面からと、老後の保障（年金）の面から格別の対策を講じて、住民の山村定住を積極的に図るべきだと叫んでいるが、具体的な施策が全く出て来ない。

読者諸氏のご理解と応援を切にお願いする次第である。

大正二年十二月二十三日生
群馬県多野郡上野村大字乙又六二九、出生
海軍兵学校卒業
上野村長、森林組合長、全国山村振興連盟副会長。
著書、過疎に挑む、道を求めて。

近藤正巳



大正六年鎌倉市生まれ。昭和十五年東京大学農学部林学科を卒業して、帝室林野局に勤務の後、南方転出。東山農事のシンガポール、クアラルンプール勤務を経て、終戦後は伊那農専一ケ年、宇都宮農専、同農学部を三十三年勤めて、昭和五十五年に退職しました。専門は林業経営学、その中の森林計測学です。著書は「林業技術のための推計学入門」「林業の統計学」（共著）ほか。木は長寿なので気*を永くしないとだめで、研究面も大変です。

四手井綱英



一九一一年一一月三〇日生まれ、京都市。京都帝国大学農学部林学科卒、秋田営林局、山林局、林業試験場を経て、一九五四年京都大学教授。停年退職後、日本モンキーセンター所長、京都府立大学学長を経て現在に至る。現在、京都府の自然環境保全審議会委員長等の委員になり、府内の自然保護に努めている。その他文化庁の依頼で、和歌山県新宮市の「浮島の森」、大阪府和泉葛城山「ブナ林」の復元に努めている。

霜鳥茂



一九二九年北海道江別市で出生。一九五三年北海道大学農学部卒業。大学院研究奨学生・助手を経て一九六五年助教授。一九七七年から一年間スウェーデン王立林科大学客員研究員。一九八三年教授。一九九三年定年退官、名誉教授。専門は森林政策学・山村経済論。

現在は、北海学園北見大学商学部教授。地域開発論・資源論を担当。地域の生物資源と住民との関わりの中で活性化の道を探っている。

著書は、近年のものとして『北海道林業の経済的。歴史的分析』（英文二二〇ページ、一九九二年）、『檜影の日々』（二五七ページ、一九九三年）などがある。

只木良也

一九三三年京都市生まれ。京都大学卒・同大学院修、農学博士。農林省林業試験場・信州大学理学部教授、一九九一年から名古屋大学農業部教授、同演習林長、日本林学会副会長。著書の「森と人間の文化史」（NHKブックス）の一部が高校国語教科書に、「森林はなぜ必要か」（小峰書店）が青少年読書コンクール課題図書に採択。今年の林業白書は「森林の文化」を取上げましたが、準備段階で少し手伝いました。社会の目をどう森林と山村に向かせるか、微力ながら努力しているつもりなのですが。

野上燿三



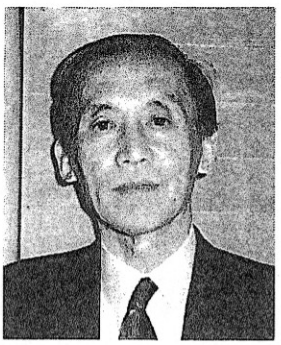
一九一八年東京生まれ。一九四一年東京大学工・機械工学科卒。一九四九年東京大学理・物理学科卒。東京大学教授（一九六三―一九七九年、原子核物理学）。明星大教授（一九七九―一九九三年）。一九八九年から、群馬県長野原町内の浅間山北麓を乱開発から守る運動をしています。また、一九九五年から、秩序ある地域振興を考える地元組織に協力しています。むずかしい仕事ですが、国民森林会議の諸提案は大いに参考になります。

野添憲治



秋田と青森の県境にある山村（秋田県山本郡藤琴村）に一九三五年に生まれた。現在は、村の一部が白神山地に入っている。国民学校一期生として入学。新制中学を卒業後、伐採作業の出稼ぎを七年間。更に、村の国有林の作業員を八年間。村を出て大館職業訓練所自動車整備科を終了後、木材業界誌の記者。その後、秋田放送ラジオキャスター、秋田経済法科大学非常勤講師を経て、著述の生活にはいる。現在までの著書・編著約八十数冊の大半は、農業や林業などをテーマにしているが、還暦になっても自信の持てる作品がない。

半田良一



一九二五年京都市生まれ。京都大学林学科卒業。以後、同大学で約四〇年間林政学・森林経理学を専攻し、一九八八年停年退職。現在は、岐阜県中津川市の中京学院大学経営学部に勤務。

京都大学時代各地の山村の実態調査に参加し、戦後半世紀の林業と社会経済の変容を実地に体験できたことを感謝している。しかし、近年の山村では、条件変化に伴う変容だけでなく、多彩な主体的な運動も見られるので、本会議の催しへの参加などを通じて、時代に対処できる直観力と理解力をリフレッシュしたいと願っている。

船越昭治



一九二六年岩手県山田町生まれ。京都大学農学部農林経済学科卒。森林資源総合対策協議会調査部から岩手大学へ。同大学農学部教授、農学部長を経て、一九九〇年から岩手大学長。国立九八大学のうち農学系学長八人で、研究会を開いて頑張っています。主要著書として「日本林業発展史」「地方林政と林業財政」「日本の林業・林政」「転換期の東北林業・山村」など。

松原美省（まつばらよしみ）

高校をおえた翌日から、私は山林労働に従事して、山や樹々から世の中の法則や、生きてゆく知恵を教わった。だから「山を守る」どころか「山に守られて在る」と思い入れて今を生きています。

近年、都市から普及した〈文明の利器〉によって、人の足は萎え、語彙は細り、五感はうばわれて、汗をかくことのなくなった人間は、退化の一途をたどっています。

もしかして、将来「退化人類」は滅亡するようなことになったとしても、ドッコイ、森や田畠を生きぬいた人達のいる限り、二十二世紀は再び豊かな生気を回復しているだろう——というのが、私の秘かなロマンです。

（三重県青山町長、中央大学法学部（通信教育）卒。六十四歳）

会の動き

一、**第64回幹事会**　4月8日

確認事項

(1) 新年度役員と任務分担、(2) 提言の総理外への提出について、(3) 国民の森林No.52・53号編集企画、(4) 国民森林会議の年間活動計画（別掲）、(5) 国民森林会議役員のご不幸に際する対応方針として、生花　香典　弔電）会長名）を贈ることなどを決定しました。

二、**第65回幹事会**　6月10日

(1) 国民と森林No.54（秋号）編集企画、(2) 通常会員の推薦（田中幹事より）松本一孝氏　松本建築事務所所長（現購読会員）の推薦、(3) 秋山紀子幹事より、健康上の理由による退任の意向がだされましたが、引き続き役員にとどまってもらうことで確認しました。

三、4月12日、萩野事務局長が総理会見し手交・説明

四、**公開講座**　第一回は、4月8日、半田・田中両幹事の「世界の森林・林業と日本」、第二回は、5月13日、田鎖浩先生の「熱帯林再生への挑戦」、第三回は、6月10日、増田美砂先生の「熱帯林における開発と人々の暮らし」で実施しました。

五、**提言委員会**　第1回は5月8日に開催、委員を内山節先生、阿部正吉先生、三井昭二先生、岡和雄先生、剣持浩裕先生、杉本一先生、萩野敏雄先生、福島康記先生、吉沢四郎先生、山田純先生、森田稲子先生で確認、テーマを山村問題とし、今後の検討方向、日程等を確認しました。第2回は、6月2日に開催、吉沢四郎先生から「日本の山村問題」のヒヤリングを藤田佳久愛知大大教授にお願いすることを確認しました。

編集後記

☆今季号は、林業白書が発表された直後であることから、巻頭に大内会長「林業白書を読む」、依頼論文として札幌・創成川ルネッサンス世話人の小林金三会員執筆の「林業白書を読んで」をお願いしました。それぞれ独特の語調での分析・解説・批評があり、重みのある号になったと思います。

☆この6ヵ月は、関西大震災、地下鉄サリン事件、横浜駅悪臭事件、そしてオウム真理教にかかわる逮捕や起訴、東京都知事に青島さんが、大阪府知事に横山さんがそれぞれ当選し既成政党は真っ青、など激変の半年でした。

☆「今年は戦後50年」の文字を見て、2月の参議院本会議の与党代表質問にたった久保亘氏の質問を想起した、「戦後50周年の政府事業として、日本を森林王国とするための森林整備事業を実施しようではないか。」という内容は元山官である編集子の我田引水。

☆会員紹介をお願いしたところ締め切り以降も続々と封書が届き、編集子はうれしい悲鳴をあげました。今号に未掲載の方は次号（夏季号）に掲載予定です、感謝とお詫びを申し上げます。

☆本号は2ヵ月遅れました。次号（夏季号）には挽回するつもりですので、これもお詫びいたします。

（中内）

川の復権を考えるシンポジウム

流域の自然・流域の産業と暮らしを考える

報告集ができました

ご希望の方は、国民森林会議事務局まで申し込んで下さい。



主催　国民森林会議、掛川市、森とむらの会
協賛　掛川信用金庫、縁を守る静岡県民会議
後援　国土庁、農林水産省、建設省、静岡県
静岡新聞社・SBS静岡放送

本報告集は、平成6年10月30日(日)、静岡県掛川市（掛川グランドホテル）において、川の復権を考えるシンポジウムが開催され、約500人もの方が集まりました。

これは、川と流域の自然・流域の産業と暮しを考えようと、国民森林会議、掛川市、森とむらの会の3団体により開いたもので、前半は主催者側の問題提起にはじまり、続いて高橋裕氏による基調講演、後半は杉本一氏のコーディネイトによるパネルディスカッションが行われ、「川の復権は、地域性を重視しながら長期的に考えていくべき」などの提言がなされました。その時の発言内容を取りまとめたものです。

◆プログラム

1　開会のことば
「清流はひとつの文化」　榛村　純一（掛川市長）

2　主催者の問題提起
「森・水田・川」　大内　力（国民森林会議会長）
「山を想う」　高木　文雄（森とむらの会会長）

3　顧問の問題提起
「日本の自然」　隅谷三喜雄（国民森林会議顧問）

4　基調講演
「流域から見た川と社会」　高橋　裕（芝浦工業大学教授）

5　パネルディスカッション
「流域の自然・流域の産業と暮らしを考える」
コーディネーター　杉本　一（森とむらの会専務理事）
パネリスト　内山　節（哲学者）
合原真知子（林業経営者）
榛村　純一（掛川市長）
田中　茂（元岩手大学教授）
半田　良一（中京学院大学教授）
森下　郁子（淡水生物研究所長）
杉本　周造（掛川信用金庫理事長）

6　閉会のことば

森林の未来を憂えて

――国民森林会議設立趣意書――

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林
1995年特別号
第52号

■発　行　1995年7月1日
■発行責任者　大内　力
■発行所　国民森林会議
東京都港区赤坂1-9-13
TEL 03(3583)2 3 5 7
振替口座 東京2-70096
■定　価　1,000円（〒共）
（年額 3,000円）